
平成29年 第5回(定例)うきは市議会会議録(第4日)

平成29年12月13日(水曜日)

議事日程(第4号)

平成29年12月13日 午前9時00分開議

日程第1 議案質疑(議案第82号、議案第84号～議案第91号、議案第94号、議案第76号)

日程第2 議案の委員会付託

本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑(議案第82号、議案第84号～議案第91号、議案第94号、議案第76号)

日程第2 議案の委員会付託

出席議員(15名)

| | |
|------------|------------|
| 1番 岩淵 和明君 | 2番 鑑水 英一君 |
| 3番 熊懷 和明君 | 4番 中野 義信君 |
| 5番 佐藤 湛陽君 | 6番 上野 恭子君 |
| 7番 江藤 芳光君 | 8番 伊藤 善康君 |
| 9番 諫山 茂樹君 | 10番 岩佐 達郎君 |
| 11番 大越 秀男君 | 12番 高山 敏枝君 |
| 13番 三園三次郎君 | 14番 藤田 光彦君 |
| 15番 櫛川 正男君 | |

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

| | |
|------------|------------|
| 局 長 熊懷 洋一君 | 記録係長 浦 聖子君 |
| 記録係 伊藤 諒平君 | |

説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------------------|--------|----------|--------|
| 市長 | 高木 典雄君 | 副市長 | 今村 一朗君 |
| 教育長 | 麻生 秀喜君 | 市長公室長 | 石井 好貴君 |
| 総務課長 | 楠原 康成君 | 会計管理者 | 田邊 敏文君 |
| 市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長 | | | 瀧内 教道君 |
| 企画財政課長 | 中野昭一郎君 | 税務課長 | 山崎 秀幸君 |
| 徴収対策室長 | 白石 孝博君 | | |
| 市民生活課長兼人権・同和対策室長 | | | 安元 正徳君 |
| 生涯学習課長 | 瀧内 英敏君 | 監査委員事務局長 | 樋口 秀吉君 |
| 保健課長 | 原 廣正君 | 福祉事務所長 | 梶原 康宏君 |
| 住環境建設課長 | 江島 高治君 | | |
| 農林振興課長兼農業委員会事務局長 | | | 松尾 正和君 |
| うきはブランド推進課長 | | | 田籠 正規君 |
| 水資源対策室長 | 高木新一郎君 | 学校教育課長 | 権藤 精二君 |
| 浮羽市民課長 | 山田 昭紀君 | 自動車学校長 | 高木 慎君 |
| 総務法制係長 | 宮崎 哲工君 | 財政係長 | 高瀬 将嗣君 |
| 人事秘書係長 | 河原 祐介君 | | |
| スポーツ文化振興係長 | | | 岡村 順子君 |

午前9時00分開議

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（櫛川 正男君） 改めまして、おはようございます。直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、江藤議員より発言の申し出がっておりますので、これを許可します。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 実は、先日の一般質問におきまして、私の進行の議論の途上で、上野議員に対して一〔発言取り消し〕一という非常に失礼なる発言をいたしました。同僚のよしみとはいえ、なおかつ上野議員の一般質問の内容を引き合いに出す意味合いでああいう発言になりました。大変申しわけなく思っておりますので、何とぞ議事録からの削除をお願いできればというふうに思いますので、お取り扱いのほど、よろしく願いを申し上げます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） ただいまの発言の取り消しを許可することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） それでは、江藤議員の発言の取り消しは許可されました。

日程第1. 議案第82号

○議長（榑川 正男君） 日程第1、議案質疑を行います。

議案第82号うきは市道路線の認定についてを議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） おはようございます。住環境建設課の江島でございます。

議案書の5ページでございます。

議案第82号うきは市道路線の認定について。道路法第8条第2項の規定により、次のうきは市同路線の認定について、議会の議決を求める。平成29年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

下のほうに、認定の路線の表を載せております。

級はその他、路線番号1996、路線名、寿見の恵・畷の下線でございます。起点、終点の位置でございます。浮羽町山北字寿見の恵。起点の番地285番2。終点、同字、286番2でございます。

なお、お手元に認定資料をつけております。

今回、路線の認定をいたします場所につきましては、山北の上組の公民館の西側に当たりますところでございます。昨年度より河川の改修をしております赤尾川の河川改修に伴いまして、管理用道路を設置したところでございます。この管理用道路の認定について、今回の議会の提案をすところでございます。路線の延長71メートル、幅員5メートル。

以上でございます。

○議長（榑川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第84号うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 7ページをお願いいたします。

議案第84号うきは市総合福祉センターの指定管理者の指定について。

次のとおり地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

1. 指定管理者に管理を行わせる施設、うきは市総合福祉センター。
2. 指定管理者に指定する者、うきは市吉井町347番地1、社会福祉法人うきは市社会福祉協議会。
3. 指定する期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

指定の理由といたしまして、うきは市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、公募によらない候補者の選定によります。

社会福祉協議会につきましては、過去、平成19年10月から1期3年、合計4期にわたる期間、総合福祉センターの指定管理者として指定を受け実績もありますし、当施設は、市民福祉の向上並びに啓発を図ることを目的としております。

御存じのとおり現在、総合福祉センター1階に、うきは市社会福祉協議会の事務所等があり、総合福祉センターを中心に行われております福祉事業のほとんどが、同法人が主体になるものであることから、最も合理的と思われることから、議会の議決を求めるものであります。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 1点のみ、お伺いをさせていただきます。

本議案にかかわりませんが、第89号まで指定管理の議案が続いております。

それで、お尋ねしたいのは、指定する期間の件であります。総合体育館「うきはアリーナ」についてのみ5年ということで、企業の事情で人材の確保なりいろんな理由があったというふうにお聞きをいたしておりますが、この種の関係、全てがそうではありませんけれども、3年と5年という、この辺の期間の取り扱いをどうお考えなのか、お伺いさせていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 指定管理の期間に関する御質問でございますが、基本的には、3年が適当ではないかなというふうに考えておりますが、施設の状況等、もろもろの事情によっては、それを超えて指定管理を行う場合もあるというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） わかりました。しかし、この福祉センターの関係、県からの払い下げを受けての施設で、安定しているような施設業態だというふうに思っておりますので、これも5年でどうかなと思ってございましたが、やはり前ほどの利用がない限りは3年という考え方が基本になるということになるんでございますね。その確認をいま一度。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） おっしゃるとおり、3年が基本というふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第85号うきは市ゆうゆうセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。
説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 続きまして、8ページをお願いいたします。

議案第85号うきは市ゆうゆうセンターの指定管理者の指定について。

次のとおり地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

1. 指定管理者に管理を行わせる施設、うきは市ゆうゆうセンター。
2. 指定管理者に指定する者、東京都北区王子3丁目19番7号、株式会社サンアメニティ。
3. 指定する期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まで。

指定管理者として選定いたしました理由といたしまして、うきは市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第2条により公募いたしました。当条例施行規則第2条により、同センターの有効利用と活性化を図る民間のアイデアを募るため、ホームページにより募集を行ったところであります。

申し込みにつきましては、現在、1期3年目の指定管理者であります株式会社サンアメニティ1者のみでありました。

選定委員会におきましてプレゼンテーションを実施し、最低基準をクリアしたため、株式会社サンアメニティを指定管理者候補として選定いたしましたので、議会の議決を求めるものであります。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第86号うきは市総合交流ターミナルの指定管理者の指定についてを議題とします。
説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） うきは市総合交流ターミナルの指定管理者の指定に

ついてでございます。

議案書は9ページとなります。

議案第86号うきは市総合交流ターミナルの指定管理者の指定について。

次のとおり地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

内容といたしまして、1の指定管理者に管理を行わせる施設、うきは市総合交流ターミナル、道の駅うきはのことでございます。

2. 指定管理者に指定する者、うきは市浮羽町山北729番地2、うきはの里株式会社。

3. 指定する期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

この件につきましては、道の駅うきはの指定管理に関するものでございます。

なお、指定管理料につきましては支払っておりません。この案件につきましては、うきは市公の施設に関する指定管理者の指定手続等に関する条例、こちらの第2条きではなく、第5条で公募をせずに指定しているのでございます。公設民営で、第3セクターによる経営とさせていただいております。また、9月議会で報告しましたとおり、経営状況につきましても良好でございますので、引き続きこの会社を指定したいと考えているところでございます。よろしく願いいたします。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第87号うきは市つづら棚田交流センターの指定管理者の指定についてを議題とします。

説明を求めます。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） うきは市つづら棚田交流センターの指定管理者の指定についてでございます。

議案書は10ページになります。

議案第87号うきは市つづら棚田交流センターの指定管理者の指定について。

次のとおり地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

1. 指定管理者に管理を行わせる施設、うきは市つづら棚田交流センター。通称、つづら山荘

とされているものでございます。

2. 指定管理者に指定する者、うきは市浮羽町新川3221番地、つづら棚田保全協議会。

3. 指定する期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

この案件につきましては、うきは市つづら棚田交流センターの指定管理に関するものでございます。こちら、うきは市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の第5条で、公募をせずに指定するものでございます。

つづら棚田保全協議会は、つづら区住民を中心に構成されていること、また、つづら棚田の保全の中核であることなど、つづら棚田交流センターの運営を通して、つづら地区の振興の取り組みに当たり最も適しており、引き続きこの団体を指定したいと考えているところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第88号うきは市立総合体育館の指定管理者の指定についてを議題とします。

説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） うきは市立総合体育館の指定管理者の指定についてでございます。

議案書の11ページをお開きいただきたいと思います。

議案第88号うきは市立総合体育館の指定管理者の指定について。

次のとおり地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

1. 指定管理者に管理を行わせる施設、うきは市立総合体育館、アリーナでございます。

2. 指定管理者に指定する者、コナミスポーツ・イオンディライトグループ。代表企業、東京都品川区東品川4丁目10番1号、株式会社コナミスポーツクラブ。

構成企業といたしまして、大阪府大阪市中央区南船場2丁目3番2号、イオンディライト株式会社でございます。

3. 指定する期間、平成30年4月1日から平成35年3月31日まででございます。

資料として、お手元のほうにおあげしていますが、最初の資料が選定委員会の名簿でございます。選定委員、9名の方で選定をしていただいております。ただ、7番の委員さんにつきましては、関係する団体から応募がありましたので、辞退をしております。最終的には8人の選定委員

さん方で選定をしていただいたという形になります。

次のページに、公募で行いましたので、その経緯をあらわした表を添付させていただいております。公募の公表及び募集要項の公表につきましては、9月15日の広報の掲載、それから、ホームページで公表をしております。

仕様書の配布期間につきましては、9月19日から9月27日の7日間を設けております。その後、10月3日と5日に見学会を行いまして、そのときに、10月3日につきましては5団体、8名の参加。それから5日、3団体で7名の参加をいただいたところでございます。

その後申請書の受付期間を10月16日から10月の25日、8日間とりまして、最終的に申請書の提出がありました団体につきましては2団体でございます。

その後、1次審査を行いまして、第2回選定委員会のほうを11月17日、14時から行いました。

その結果、優先交渉候補としてコナミスポーツ・イオンディライトグループを選定し、今回、指定するものでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

ちなみに、次のページからは団体の概要及び事業活動の内容の資料をお手元のほうに配付させていただいているところでございます。よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 1つだけお尋ねします。

次の東京オリンピックのキャンプ国を今模索してあると。この前の海外視察でも、それも目的の一つに入っていたようでございますが、もし、幸いにしてそのキャンプ国が決まりました場合に、この施設を利用する場合、どのように考えておられるか。何らかの形で契約条件なりそういうところにおうたっておかなきゃいけないのかなというふうにも思ひますが、その点……。

○議長（榎川 正男君） 一応、付託事項の所管でございますので。回答を。（「基本的なことですから、」と呼ぶ者あり）生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） オリンピックの誘致に関し、どういった対応をしているかということだと思いますが、一応今、誘致に対しては手を挙げているところなんです、今の現状で使える地域、国とかをそういった状態で手を挙げていますので、今の現状でということ今進めているところでございます。

○議長（榎川 正男君） 9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 1つだけお尋ねします。

所管ですから詳しいことはそこで聞きますけれども、全く意味が意味不明という答弁でござい

ましたので、もし決まったときに、そんなはずじゃなかったという相手側からのクレームが来れば困りますので、早目に検討しておったほうがいいんじゃないだろうかというふうに思ったからでございます。

あと、詳しいことは所管でお尋ねいたします。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 選定委員会の名簿がつけられてあります。そこで、7番のスポーツ推進委員会会長が辞退をされてありますよね。これは、8月29日に第1回の選定委員会が開催されてある。このときはおいでになっておったかどうか。じゃ、いつ辞退されたのかですね。いわゆる団体のほうから辞退届が出たのか。個人だったら副会長が出てくるということになるとは思いますけど、その辺のいきさつを聞かせていただきたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 7番の選定委員さんの関係なんですけど、8月29日の第1回の選定委員会の折にはおいでいただいております。その後、10月30日に第1次審査の通過後に、その関係団体からの応募があったということがわかりましたので、その関係で、当事者の方から関係団体の方が選定委員にいるというのはおかしいということで辞退をいただいたところでございます。ただ、そのときに確かに、スポーツ推進のほうの副会長等の話もしたんですが、それまでの選定委員会の内容でいろいろ詰めておりましたので、それまでの経過がありまして、かわりの方の選出はやっていないということでございます。

○議長（榎川 正男君） 辞退はいつしたの。生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 11月10日でございます。

○議長（榎川 正男君） いいでしょうか。（「はい」と呼ぶ者あり）7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 結論としては、ここの提案は、株式会社コナミスポーツ・イオンディライトグループ株式会社に決定をしたということで、資料を見てみますと、この2社とも同じグループですね。単純に考えると、ここに競争が働くかなという気がするんですが、競争というよりも、この提案をお聞きして、選定委員会でこの会社に決まったと思うんですけど、同じグループで、今度はコナミスポーツじゃなくて変わったということでもいいんですかね。今までと同じグループだけれども、変わったということですね。そうなりますと、どちらかに内々で、どちらかが同じグループでとるということになると思うんですけど、その辺は、これを審査する上で、この件については何らかの、皆さんおわかりの上で協議し決定されたと思うんですけど。

もう一つは、前からも話があります、体協のほうをやってみようじゃないかという話も耳にしたんですけど、応募に至ってありませんから、その辺の話があったのかなかったのか。結果的には、下見のほうは10月3日に5団体、8名の方が施設を見学なさっています。そして、その2

日後に3団体、7名の方がお見えになっています。よかったら、どういう方々がこの施設の見学をなさったのかも伺いをさせていただきたいので、御答弁をお願いいたします。

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 私の説明がまずかったのかなと思うんですが、コナミスポーツ・イオンディライトグループでございまして、それぞれが別の会社でございます。今までは、2期までは、コナミスポーツさんとの指定管理だったんですが、その中で、当然、施設管理についてはコナミスポーツさんがイオンディライトのほうに施設管理のほうは委託をして、そういった形態で運用していました。今回、その運営についてはコナミスポーツがやって、施設の管理についてをイオンディライトさんのほうが行うということで、協定書を結んで明確にその分担をするということで提案をいただいています。今回、共同企業体としてそういった形で指定管理を行うものでございます。別会社でございます。

それから、体協さんの関係でございまして、今回8団体が現地説明においでいただいて2団体応募いただいたんですが、これについては、団体名とか体協さんの関係については、答弁は控えさせていただきたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ちょっと、十分私が理解していないというふうに思いますので、申し訳ないんですけど。結局は、今度契約をするであろうイオンディライト株式会社、大阪のほうですね。別会社ということですけども、グループは一緒と。そして、今までが、今度契約をするであろうイオンディライトが、今までうきは市の総合体育館の建物の総合管理を行っておったんですね。その管理しておった会社が今度、この指定管理の、今度可決されればそこになるということで、今までの総合管理、総合運営のコナミスポーツというのは、今度も、今までと何ら変わらないという結論になるということですか。今の答弁からすると、そんな印象を受けましたけど。その辺がちょっとわかりにくいのと、うきはの体育協会については御答弁できないということのようですけど、別に問題ないと思うんですけど、その辺をいま一度明らかにしていただいて、今後の期待にも添えたいと思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（櫛川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） コナミスポーツ・イオンディライトグループという表示になっていますが、別々の会社でございます。議案書に書いていますが、代表企業としてコナミスポーツさんが代表企業ということでございます。

今までと変わらないというか、施設の運営とかについては、コナミスポーツさんが全体的に行うと。今までもなんですが、ただ、施設管理部門が、先ほども言ったようにイオンディライトさんがやっていますので、今後は、指定管理という形で入っていますので、よりスピーディーな対

応ができる。施設の管理について、直で——今までは、イオンディライトさんからコナミスポーツを通じて私どもに来ておったやつが、施設の修繕とか改修についてですね。それが、もう直で私どもとできるということで、よりスピーディーに対応ができるものというふうに考えているところでございます。

それから、体協についてはお待ちいただけますか。今検討していますので。

○議長（榎川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） 今回のアリーナの選定につきましては、今、生涯学習課長からありましたように、応募のほうは2者ございました。1者が、今御紹介しているコナミスポーツ・イオンディライトグループということで、従来まではコナミスポーツが受けておりました。その下請けとして、施設管理をイオンディライトがやっておりました。今回は、積極的に施設管理も企画参加するということで、新しくコナミスポーツ・イオンディライトグループという会社を組織して、2つの会社が1つとして今回応募がございました。それぞれの合わせたところでの提案がございました。そして、もう一者ございました。この2者のプレゼンを受けたところで指定管理の決定をしたところでございます。

今回、これについては、コナミスポーツ・イオンディライトグループのほうを選定委員会のほうで選定をしたわけですがけれども、選定に落ちたところについては公表しておりませんので、2者あったということだけで御理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（榎川 正男君） 8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） このコナミスポーツ、今7番から出ていましたが、最初からコナミでやっています。最初、体育協会も手を挙げたとですよ。ところが、体育協会では、まだ信用ができませんというような感じでコナミに任せるといってやっていた。それで、そのときに、最初のうち、体協が指定管理をできるような組織にきちっと育てていくというのが、私の質問に対しての執行部の答弁でした。それで、その辺はどんなになっていますか。今回、体協は、多分そういう組織に育てていないから手を挙げんじやったとじゃろうち思います。言うたこととやってきたことが執行部はまるで違うとですね。体協の、指定管理でも手を挙げようかとした芽を摘んで、そのまま放置して、それで、何でそういういきさつになったのかの説明をお願いします。

それと、このコナミ、3年間の期間を5年に延ばしたのも、たしか全協の説明の中じゃ、コナミの要望じゃったと思います。何か、コナミコナミと言うて、相手が大きいかわかりませんが、それに左右されて、思いどおりなっておるとじゃないですか。それで、公募した公募して、建前は公募しとろうばってん、実際のところ、ずっとコナミで動いていくという感じになっています。全く私には、競争の原理は働いたと、公募をやって、見えてきません。その辺の説明をお

願います。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 先ほど副市長のほうから説明がありましたように、コナミグループとうきは市体育協会と最終的に提案がなされて、厳正な審査といいますか、幾つもの審査項目があるんですが、そういう項目ごとに照らし合わせて、コナミグループが有利ということで、こうやって御提案をさせていただいているところであります。

うきは市体育協会さんがこうやって名乗りを上げられたことは、本当に敬意を表したいと思います。常日ごろからうきは市のスポーツ振興のために大変な御尽力をいただいているところでありますし、議員御指摘のように、体育協会をもっともっと育てていくというか、アリーナも運営できるようなしっかりした基盤にしていくというのは、確かに私どもも申し上げてきたところがあります。それは、今後も引き続き続けていきたいと、このように思っているところであります。

それから、期間が3年から5年というのは、コナミが言ったから5年にするというのはほとんどない話でありまして、しっかり全員協議会のほうでも話があったと思うんですけども、基本は先ほど企画財政課長が話したように、基本は3年でございますが、このアリーナにつきましては、昨日からの一般質問で健康というのが大きな話題になりましたが、やはりうきは市民の皆さんの健康づくりの大きな拠点としてアリーナがあるわけでありまして。その中で、我々が一番求めているのは、このアリーナの利用者をどうふやすか。特に、市内の皆さんに御利用いただくためにはどうしたらいいか。そのためには、やはり安定的な運営をしないと、なかなかそこが広がらない。例えば3年ごとに、仮に指定管理者が変わってきますと、そのところが非常にやはり弱いということもあって、特殊な案件もあるということで5年という形で公募をさせていただいたということを御理解いただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） という市長の答弁からすると、もう一つは、うきは体協が手を挙げたということですね。それなら、今後5年あるき、実際、次回きちっとできるように育てていただきたいと思います。これは一番最初からの約束です。

それと、うきはアリーナを利用する人は健康な人、ある高齢者たちグループで、うきはアリーナの話、もう何年も前にこれは言うたと思いますが、したとですよ。自分たちは交通手段を持たんと、移動手段が。私たちも行きたいと。そいけん、市長がしょっちゅう言っていますように健康寿命を延ばすためにも行きたいと、足腰が弱っておると。しかし、移動手段がないと。車も乗れん、自転車も乗れん、そいけん、そういう人たちをコナミはどういう方法で対応していくのかという質問をしたような記憶があります、私が。ところが実際、アリーナを利用している人たちは、自分がしゃんしゃん、もう歩ききると。それ以上に体を鍛えたいという人たちが主と見受け

られます。それで今後、コナミが指定管理する中で、そういう人たちの、最初言うたような人たちの対応を市のほうから要望してもらえませんか。これは、ぜひとも健康寿命を延ばすためには一番いいことだと思いますが、できますか。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） もう御指摘のとおりであります。健康寿命をどう延ばすか、それが大きな課題でありますし、その拠点をアリーナに求めているところであります。再々の答弁であります。うきは市民の方、あらゆる方、市外の方の御利用もあるんですが、特に、うきは市民全ての方が御利用いただけるような、当然、うきは市民の皆さん、それぞれ体調というのは格差がありますが、それでも全ての方が利用できるような、そういう施設に育てていくというのは大きな課題であります。今、いろんな方策を考えておまして、例えば、保健課がやっています健診なんか、アリーナでやったらどうかという計画も今ありまして、やはりまさに横軸を入れまして、総合的にいろんな手を尽くして、このアリーナの利用、健康という視点で、健康寿命を延ばすという視点でアリーナの効果的な活用方策について、議員御指摘の件も含めまして、考えていきたい、このように思っています。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は、アリーナの運営に重点を置いた選定だったのか、あるいは、建物の管理に重点を置いたのかということです。この説明書案を見ますと、東京のコナミスポーツ・イオンディライトグループというのは、下に書いてありますように、業務内容が、市町村や民間企業の各種スポーツの施設運営を委託しておると、運営を。ところが、こちらのほうは、いわゆる業務内容が建物の総合管理事業ですよ。皆さん方は、建物の総合管理事業に重点を置いたということですね、言いかえれば。運営が大事なんですよ、建物より。運営をどうするかということです。何でこの施設運営を受託しておった会社で悪かったのか。今まで、こちらのほうが運営まで担当しておったでしょう。今度は、建物の総合管理。うきは市立総合体育館、下のほうにあります。うきはアリーナの建物の総合管理をやっておった会社がやるということ。だから、全然意味が違うんですよ。施設運営が大事なんですよ、アリーナがですよ。その運営がまずかったら、収益も上がらない、また、委託料のほうも上げてやらなきゃならんということになってくるわけ。これがまず第1点ですね。だから、この総合管理運営ということになりますと、当然、うきはの団体も入ってくるけど、建物の総合管理ということはやっていないから、まず、机上で振り落とされるわけ。そういうような審査をやっているわけですか。非常に審査が曖昧ですよ。皆さん方は、市民が利用するアリーナをどう考えているのかですよ。非常に不思議な現象が起きていることを、皆さん方は御存じないですか。団体の概要及び事業活動を見てくださいよ。最初のほうは、業務内容は「市町村や民間企業の各種スポーツ施設の運営を受託」、こちらのほ

うは、いわゆる商業施設、官公庁、病院、オフィスビル等における設備管理、いわゆる建物の総合管理事業を展開しておりますということ。この辺の審査過程をお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） 今回、選定に当たりまして、今、議員御指摘の、いわゆる施設管理に重点を置いたのか、あるいはスポーツセンターのアリーナの運用に重点を置いたのかという御質問ですけれども、審査の内容につきましては、従来と変わっておりません。施設管理に重点を置くとかそういったことではなくて、アリーナにつきましては、施設を適切に運用していくというのが重要でございまして、あわせて、施設もやはりきちんと適正に管理していく必要がございます。これまでは、コナミスポーツがアリーナの運営をやっていたわけでございますけれども、その運用に当たって、施設の維持とか修繕とかそういった箇所については、イオンディライトグループが下請けとしてそういったところを担当しておりました。今回は、1つの会社として、一体として、当然、施設の管理も大切でございますので、運営をやりながら、これまでどおり以上の提案をいただいた上に施設の管理も適切にやっていくということで評価をしているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 下請けでやっている会社が、今度は本受けするということですね。じゃ、この施設運営をやったことがない会社が、果たしてできましょうか。建物の総合管理は専門だったかもわかりませんよ。全く施設運営については初心者ということでしょう。下請けで、建物の施設総合管理はやっていたということでここに出ている、福岡県内の管理施設の運営はこうやりましたということで。じゃ、施設の運営をやった記述は、どこに書いてあるんですか、この会社は。どこをやっているわけ、施設運営はですよ。今までは、コナミが施設運営をやっておったということでしょう。こちらのほうは、その下請けで建物の総合管理をやっていた。じゃ、運営の経験は全くないということでしょう。その会社が、何でこの4億円というような金を受けて施設の運営ができますか。まして、今度は5年間ということですよ。5年間はこの会社に決まってしまうということ。運営が、非常に皆さん方放棄したような選定をやっているということを申し添えておきます。

○議長（櫛川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） もう少し説明をさせていただきますと、いわゆるJV、ジョイントベンチャーの企業がございまして、幾つかの、それぞれの持ち分の持った会社が幾つか集まって、それで1つの企業をつくって事業を請け負うというようなことを想定していただければ、少し御理解いただけるかと思うんですけれども、これまでは、施設の運営をやっていたところ、

それから、施設の管理をやっていたところ、それが一体となってアリーナを運営をするということでございます。ですから、イオンディライトグループは施設管理ですので、こちらが施設の運営を担当するというのではなくて、1つの会社の中で、いわゆる施設の維持管理を行う部門と施設をきちんと運営していく、集客をしていく、いろんな企画をしていく、そういうそれぞれの担当といいますか、そういった分け方でやっておりますので、イオンディライトグループが、例えばスポーツ教室を開くとかそういったようなことは提案の中にはございませんので、そのところを御理解いただければというふうに思います。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑は。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 3回目でございます。本件については、厚生文教委員会のほうに付託をされますので、十分、私どもの委員会では、やはりその内容に深く入るような審議は時間的にございません。

それで、2つだけお伺いしたいんですが、1つは指定管理料、最初に、コナミスポーツさんに指定管理をお任せいたしたときから、4,200万円、ことしは4,212万円の予算が計上されておまして、もう何年目になりますかね。金額は固定的に、変わっておりません。そこで、これがこういう指定管理の応募に基づいて、プレゼンテーションなりを行っていろいろ審査をなされたということは御苦労をおかけしましたが、この場合に、応募するときには、指定管理料的な金額の設定も相手方のほうからそういう提示があるのかどうか、それをもう一つお尋ねしたいんですが。ただ、この指定管理料の中で、我々もいろいろ話をするんですけど、プロが運営するわけですから、施設そのものは市の施設ですから、その運営によっては利益が当然出てくるであろうと思います。利益が出てきて、いずれは還元するという話も以前の中には何回も話が出てきました。そういうふうなお約束もあったような記憶もあります。となれば、これだけすばらしい会社ですから、利益が出てくるものと期待をしておりましたけれども、指定管理料は固定的な金額で推移しています。そういうことから考えますと、そのあたりの経営の状況というのをどう判断なされているのか。ちょっとくどいようですけども、そういう本当に日本を代表するような企業で、どんどん利益が出てくるような手法をとってあると思うんですけど、一向にうきは市が支払う管理料というのは固定のまま。そういうことが文教のほうでもいろいろ御議論があるかと思うんですけど、その上で御返答をいただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（榎川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 指定管理料の内容についての御質問だと思いますが、次期、指定管理料につきましては、今回の限度額につきましては4,644万円で公募を行ったところでございます。これは、例年に比べて400万円のアップでございます。これで公募を行いました

ところ、コナミスポーツ・イオンディライトグループにつきましては、4,594万円で御提案をいただいたところでございます。

あと、還元金等のお話があったんですが、還元金等については、今回、コナミスポーツ・イオンディライトグループさんのほうからは提案がありませんので、現在のところは還元金についてはまだ、今後協議をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（榎川 正男君） ほかに、質疑はありませんか。8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） これも以前からのあれです。うきはアリーナを建設するに当たり、結構市民からの反対が多かったとですよ。その中で、市民に説明する、私たちも含めてする中で、将来、医療費削減に努めたいということが、相手に納得していただく一番の言葉やったと思います。それで、以後、どのくらい削減につながっているのかという質問をした記憶がありますが、そのときは、まだ計算できていないと、わからないという質問でした。もうアリーナが建って何年ですかね。もう8年ぐらいになるとかな。できていますか、医療費がどのくらい削減できたか。何か、今議会で、福岡県で結構うきは市は医療費がかさんでおるという話も出ていますが、どんなでしょうか、金額を教えてくださいと思います。

○議長（榎川 正男君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 医療費の削減についての御質問でございますが、大変申し訳ないんですが、まだどのくらい削減できているかという具体的な数値の積算はできておりません。ただ、今後、健康診断等々も含めたところで、アリーナで健康診断をするような計画もございませう。そこいらとあわせて、そこいらの削減効果等ができるような取り組みができるんじゃないかなろうかというふうには考えているところでございます。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第89号コミュニティセンターの指定管理者の指定についてを議題とします。

説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 議案書12ページをお開きください。

議案第89号コミュニティセンターの指定管理者の指定について。

次のとおり地方自治法第244条の2の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同条第6項の規定により、議会の議決を求める。

平成29年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

1. 指定管理者に管理を行わせる施設、名称、所在地。

1、妹川コミュニティセンター、うきは市浮羽町妹川2329番地5。

- 2、新川コミュニティセンター、うきは市浮羽町新川2515番地。
- 3、田籠コミュニティセンター、うきは市浮羽町田籠1151番地1。
- 4、小塩コミュニティセンター、うきは市浮羽町小塩2548番地1。
- 5、山春コミュニティセンター、うきは市浮羽町山北783番地。
- 6、大石コミュニティセンター、うきは市浮羽町古川479番地。
- 7、千年コミュニティセンター、うきは市吉井町千年245番地1。
- 8、吉井コミュニティセンター、うきは市吉井町699番地1。
- 9、江南コミュニティセンター、うきは市吉井町新治1063番地1。

次ページをお開きください。

2. 指定管理者に指定する者。

- 1、妹川コミュニティセンター、妹川地区自治協議会。
- 2、新川コミュニティセンター、新川地区自治協議会。
- 3、田籠コミュニティセンター、田籠地区自治協議会。
- 4、小塩コミュニティセンター、小塩地区自治協議会。
- 5、山春コミュニティセンター、山春地区自治協議会。
- 6、大石コミュニティセンター、大石地区自治協議会。
- 7、千年コミュニティセンター、千年地区自治協議会。
- 8、吉井コミュニティセンター、吉井地区自治協議会。
- 9、江南コミュニティセンター、江南地区自治協議会。

3. 指定する期間、平成30年4月1日から平成33年3月31日まででございます。

コミュニティセンターの指定管理者の指定についてですが、指定管理者に管理を行わせる施設として、妹川コミュニティセンター以下、江南コミュニティセンターまでの9施設を、それぞれ当該地区自治協議会を指定管理者として指定するものであります。指定する期間を、平成30年4月1日から平成33年3月31日までの3年間としております。

指定管理者の選定に当たっては、うきは市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の規定により、施設の性格、規模等を考慮し、設置目的に沿った効率的な管理運営を行うため並びに地域の活力を管理運営に生かすことが必要と判断されるため、公募によらず、引き続きそれぞれの地区の自治協議会を選定しております。

なお、御幸コミュニティセンターと福富コミュニティセンターの指定管理者については、それぞれ移転及び新築の関係から、本年3月議会において既に議決をいただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 今説明がありました、福富と御幸ですね。これの指定期間が、多分ことしの29年4月1日から3年間になっているかと思いますよね。そこを、2つだけずつとそういうふうには引き続いてなるから、この際、もし合っていないならば、指定管理の最終、33年3月31日ですか、今回。それまでにみんな統一したほうが、あとの指定にいいんじゃないかなと思うんですけど、その辺はどうなっているんですかね。

○議長（榎川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 先に2つの施設については指定管理の議決をいただいているところでございますが、その折りに、この2つの施設につきましては4年間で指定管理をお認めいただいておりますので、最後の33年3月31日については合うようになっております。

○議長（榎川 正男君） 14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 指定管理期間が、最終的にはみんな、11施設が一緒になるということですね。はい、わかりました。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第90号うきは市議会議員及びうきは市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） おはようございます。議案書の14ページをお開きください。

議案第90号うきは市議会議員及びうきは市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成29年12月8日。うきは市長高木典雄。

議案書の15ページをお開きください。

議案書の15ページから17ページにかけまして、制定内容の記載をしております。

本案件は、公職選挙法第141条第8項及び第143条第15項の規定に基づき、うきは市議会議員及びうきは市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成に係る経費を公費負担することにより、立候補者の負担を軽減し、立候補の機会均等を図るとともに、立候補しやすい環境を整えることを目的といたしまして、制定をするものでございます。

条例の内容の説明につきましては、条例の案文を使って説明をさせていただきます。

本条例の第1条につきましては、趣旨規定を記載しているところでございます。

第2条から第5条は、選挙運動用自動車の使用に係る公費負担について規定をさせていただいております。

第6条から第8条は、選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担についての規定でございます。

最後に、第9条が委任規定でございます。

本条例に基づく公費負担の適用を受けようとする候補者は、あらかじめ契約した事業者について、うきは市選挙管理委員会に届け出る必要がございます。公費負担の額につきましては、選挙運動用自動車の使用と選挙運動用ポスターの作成、いずれにも一定の限度額がございます。この限度額を超える額は対象となりません。逆に、契約額が限度額を下回る場合については、その契約した額が公費負担の額となるものでございます。

限度額につきましては、県内各市の状況等を考慮した上で、国の基準、公職選挙法施行令に基づいた金額といたしております。

候補者の契約事業者等が市へ請求をする仕組みとなっております。供託金が没収されることとなった場合を除いて、市が契約事業者に支払うこととなっております。

選挙運動用自動車の使用に係る公費負担の対象となるのは、告示日から投票日前日までの7日間でございます。無投票となった場合は、告示日の1日となるものでございます。

限度額につきましては、契約の方法により2つのパターンがございます。一般運送契約の場合は1日当たり6万4,500円が限度額となるものです。一般運送契約以外の場合は、車借り入れ契約が1日当たり1万5,800円。それから、運転手の雇用に関する契約が、1日当たり1万2,500円。燃料の供給に関する契約は、1日に7,560円となるものでございます。これに日数を掛けたものが限度額となるものでございます。

選挙運動用ポスターにつきましては、525円6銭にポスター掲示場の数を乗じて得た金額に31万500円を加えた金額がポスター掲示場の数で除して得た金額が、1枚当たりの単価限度額となります。うきは市の場合につきましては、この限度額は3,829円となるものでございます。この単価の限度額に、ポスター掲示場の数を乗じて得た金額を使用することになってまいります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（**櫛川 正男君**） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。14番、藤田議員。

○議員（14番 **藤田 光彦君**） 総務に付託ですから、あえてお聞きしますけれども、選挙カーとポスターでおのこの限度額が決まっていると思います、今の条例からするとですね。これの上

限、トータルの総額の限度額は、おのおのの限度額の合算額と考えていいのかどうかお聞きしたいんですけど。

○議長（榎川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 限度額の関係でございます。それぞれの限度額に日数を掛けた合算額が限度額、合計額という形になってまいります。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑はありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 確認と質問をさせていただきます。

今回の法案の趣旨自体は、お金のかからない選挙、あるいは立候補の機会均等、候補者間の選挙運動の均等性ということになるかというふうに思っています。そういう意味では、1点目は、はがきについて公費負担の対象になっていないのかどうか。条例上はなっていないんですけども、それはどういうふうなことなのか。選挙運動用通常はがきというのがあったかと思うんですけども、それはどうなのかなというのが1点目。

それから、今回の公費負担で、全体の総額としてどのくらいの見込み額程度かかるのかというのを、概算の金額を算定されてあれば、議会選挙及び市長選挙のときにこのくらいになると、マックス額がですね。合算して計算すればいいんですけど、その辺、予算の概算を教えてください。

それから、限度額が先ほど示されておりますけれども、限度額の根拠ですかね、示されている根拠について教えていただきたいということと、請求する際に、実費請求ではないと。限度額ということになるわけですが、契約した業者の透明性、いわゆる金額が直接選管に行くわけですので、透明性、あるいはよくテレビで迂回してどうのこうのとかって不正防止という意味合いですけれども、そういう点は、どのように対策を講ずるのかということなんです。

それから、当然、公開性があるかというふうに思いますので、公費負担でありますので、どのように公開性を担保するのか、お願いしたいなど。

これはもう一点、最後にですけれども、今、ホームページの行政情報のところに、12月6日に更新された選挙人名簿登録者数というのが出ていますけれども、上から古い順になっておりまして、本当は逆じゃないかなと。新しいのを一番上に載つけてほしいというふうに、これは要望でございますので、回答しなくて結構ですけど、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） まず、選挙用はがき関係でございますが、こちらについては、公費負担を行っているところでございます。

それから、今回の条例に基づいた見込額の関係でございますが、今回の条例案の単価を使って

市議会選挙の分で現在見込みを出しておりますが、17人の方が立候補した場合としての試算でございますが、1,100万円ほどを見込んでいます。

それから、限度額の根拠につきましては、公職選挙法の施行令にそれぞれの限度額が記載されておりますので、その数字を使わせていただいております。近隣市の状況も同じような状況となっております。

それから、金額の透明性ということでございますが、法的な根拠のもとに積み上げた金額で対応したいというふうに考えております。

それから、公開性の問題ですけれども、情報公開等で請求があれば、この分は出ていくことになろうかというふうに考えております。

それと、登録の順番につきましては、ちょっと確認して、対応させていただきたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 改めて、不正の防止というか透明性ということについてですけれども、できましたら、今市議会議員選挙で1,100万円、概算。例えば、例えばということで作られた金額であると思います。そういう意味では、議員も綱紀粛正ということを求められることではありますけれども、やはり公費を使う、税金を使うということを前提にしているわけなので、その確保だけは逆に、立候補するときちゃんとその状況が担保されないと逆に疑われるということも理解いただきたい。そういう意味では、仕組みとしてやっぱりちゃんと透明性を担保してほしいと、これは強く思います。これだけにとどまらず、ほかのことについてもそういう点があるのかと思いますけれども、余計新しく条例を施行するのであれば、その辺のことは十分に確保してほしいということでもあります。

それから、公開制度についてですけれども、請求があればということではなくて、これもやはり基本的に行政情報の中に入れておくか何か、継続的に見れるような状況をちゃんと確保してほしいというふうに思います。そのことが、やっぱり公平で透明性のある全体の選挙の内容を確保するものではないかなというふうに思いますので、ぜひ改めて検討いただきたいというふうに思います。

○議長（櫛川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 不正の防止の関係でございますが、実際の請求につきましては、候補者からの直接ではなくて、事業者さんを通じての請求というふうなことになっておりますので、その分で私どもとしてはその時点でチェックができるものというふうに理解をしているところでございます。

それから、公平性の取り扱いの関係につきましては、確かに重要なものと思っております。国、県の対応の仕方等を参考に、このあたりについては検討してまいりたいと思います。

○議長（榑川 正男君） ほかに質疑ありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 確認ですけれども、これは県内16市の中で古賀市とうきは市が今までなかったということで、やっとそれになってもらったということで、理由の中にも書いていますが、誰もが等しく立候補できると、資金がなくてもできるよということで、非常に公平になるかなと思って喜ばしい制定だと思っておりますが、その中で、ぜひその辺を選挙運動の機会を皆さんが持てるようなことを特にアピールしていただきたいと思ひますし、それから、もう一つ確認は供託金の話ですけど、得票数以下になった場合は、当然ここにも書いてありますが、供託金を返納するときにはこの公費負担が返還するという事は間違ひないですよ。ということで確認したいと思ひます。

○議長（榑川 正男君） 総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 今回の条例制定を受けての広報の件でございますが、これにつきましては、2月の広報、それからホームページのほうにも掲載をしていきたいと思ひますし、まだ検討中でございますけれども、広くお知らせができるような場の設定も今検討をしているところでございます。

それから、没収点以下の場合につきましては、今回の条例に基づく請求ができないというふうな事になっております。

以上でございます。

○議長（榑川 正男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第91号うきは市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（楠原 康成君） 議案書の18ページをお開きください。

議案第91号うきは市職員の配偶者同行休業に関する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成29年12月8日。うきは市長高木典雄。

議案書の19ページをお開きください。

議案書19ページから21ページにかけまして、制定内容を記載しております。今回の条例につきましては、地方公務員法の一部を改正する条例の制定に準じまして、本条例の制定を行うものでございます。

なお、国からの準則に従いまして制定をする内容となっているものでございます。

この案件につきましては、配偶者の海外での勤務等に伴い、配偶者と生活をともにすることを希望する有為な職員の継続的な勤務の促進とワーク・ライフ・バランスの推進を図るために、今回上程をさせていただくものでございます。

条例の内容の説明につきましては、条例の案文を使って説明をさせていただきます。

まず、19ページの第1条でございますが、地方公務員法の改正に伴いまして、職員の配偶者同行休業に関する必要な事項を、地方公共団体の条例で定めるというふうな内容でございます。

第2条につきましては、配偶者同行休業の申請及び承認の規定を記載しております。

第3条につきましては、休業の期間に関するものでございます。

第4条が、休業の対象となる配偶者が、外国で滞在する等の事由で、その内容を第1号から第3号まで規定をしているものでございます。

それから、第5条は、申請時に事由を明確にすることでございます。休業をする期間、それから住所等を明確にさせていただくということの内容でございます。

第6条は、期間の延長に関するものです。基本的に今回の条例については、3年間で範囲内とするものでございます。

それから、20ページになりますけれども、第7条は休業の期間の再延長を認める特例の事情を定めるものでございます。

それから、第8条は、承認の取り消し事由で、産前産後休暇や育児休業の承認などにつきまして、第1号から第3号までに規定をしているものでございます。

第9条、こちらは届け出なければならない内容の規定でございます。配偶者の死亡など、第1号から第4号まで規定をしているものでございます。

第10条は、職務復帰後における給与の調整の規定でございます。

第11条は、規則への委任に関する規定でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩とします。10時40分より再開します。

午前10時23分休憩

午前10時40分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

次に、議案第94号うきは市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 議案書の28ページをお願いいたします。

議案第94号うきは市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について。

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

平成29年12月8日、うきは市長高木典雄。

次ページをお願いいたします。

次ページの29ページから31ページにわたりまして、うきは市道の道路占用料の徴収条例の一部を改正する条例ということで、今回、第2条についての改正を行うものでございます。

この第2条の改正につきましては、今回、平成29年の1月でございますが、国におきまして平成27年度に行われました固定資産税評価がえの評価の見直し及び地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえた道路占用料の額について見直しが行われ、道路法施行令の一部が改正されたために、これに伴いまして、うきは市の道路占用料の改正を行うものでございます。

これまで占用料につきましては全国を甲乙丙に分けた3区分としておりましたものが、今回、第1級地から第5級地の5つの区分分けとなり、これによりうきは市は第4級地の位置づけをされ、この占用料を改正するものでございます。

今回の改正内容ということで、道路法に基づく32条第1項の第1号から第7号、区分分けがしてあります。これが詳細に区分分けがされたと同時に、これを採用する地区が全国で5地区に分けられ、うきは市が4級地に及んだというところで、これに伴います占用料を改正するものでございます。

内訳、基本的には道路法の第32条「道路の占用の許可」の第1項の第1号から第7号に係る占用物件及び道路法施行令の第7条、これは「道路の構造又は交通に支障を及ぼすおそれのある工作物等」に係る占用物件についての占用料を改正するものでございます。

28年度の占用料の実績、28年度は264万224円の決算を見ておりますが、この変更に伴いまして、約3分の2程度に賃料になるかというふうに思っております。

申しおりましたが、新旧対照表、別紙のほうで手元のほうにあるかと思いますが、この新旧対照表、2ページから6ページにわたっておるところでございます。

種別については、主に現在の占用料といいますのは、九電柱、それからNTT、それと工事のときなんかは現場事務所とか、そういったところで市有地の占用等が現在主な収入というところ

でございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第76号平成29年度うきは市一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

予算案の質疑については、歳出のほうから項ごとに担当課長より重点事項を説明していただき、質疑に入りたいと思います。

なお、財源組み替えのみの項につきましては、質疑のみを行います。

まず、予算書について説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） それでは、平成29年度補正予算書の1ページをお開き願います。

議案第76号平成29年度うきは市一般会計補正予算（第4号）。

平成29年度うきは市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,651万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ165億2,894万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

繰越明許費。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

地方債の補正。

第3条、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成29年12月8日提出。うきは市長高木典雄。

それでは続きまして、8ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費でございます。

次の3件について、年度内の事業完了が困難になったことから、予算の一部を翌年度へ繰り越すものでございます。

まず最初に、8款2項道路橋りょう費の道路維持補修費でございます。清宗橋と西ノ前橋の橋梁補修工事につきまして、県土整備事務所との協議に時間を要したことから2,624万1,000

円を繰り越すものでございます。

同じく 8 款 2 項道路橋りょう費の一般道路新設改良事業でございます。市道小坂・流川線、坂本・高見線、寿見の恵・曙の下線につきまして、地権者との協議に時間を要したことから 3, 244 万 1, 000 円を繰り越すものでございます。

次に、8 款 3 項河川費の河川改良費でございます。市営河川赤尾川につきまして、地権者との協議に時間を要したことから 1, 200 万 5, 000 円を繰り越すものでございます。

続いて、第 3 表、地方債補正でございます。

まず、追加分として、地域活性化事業、限度額 1, 020 万円でございます。円形劇場整備事業の財源として借入れを行うものであります。

次に、農業用施設災害復旧事業、限度額 100 万円です。本年 7 月の九州北部豪雨に伴います農業用施設復旧の財源として借入れを行うものです。

起債の方法、利率、償還の方法は、その他の地方債と変更ございません。

次に、9 ページになります。

変更分として 4 件を計上しております。いずれも限度額を変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法には変更はありません。

1 件目が合併特例事業で 660 万円を減額して、限度額を 6 億 7, 250 万円とするものです。

次に、一般補助施設整備等事業で 900 万円を減額しまして、限度額を 6, 550 万円とするものです。

次に、辺地対策事業で 500 万円を減額して、限度額を 8, 410 万円とするものです。

最後に、公共土木施設災害復旧事業で 360 万円を増額して、限度額を 610 万円とするものでございます。

増減の内容につきましては、歳入、21 款市債のところの説明をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、1 款 1 項議会費の説明を求めます。議会事務局長。

○事務局長（熊懐 洋一君） それでは、補正予算書 28 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目 15 節工事請負費 1, 096 万 7, 000 円の減額補正であります。議場マイクシステムユニット更新工事費支出額確定による減額補正です。

当初予算額の計上につきましては、マイクシステムユニット取りかえに加え、議会中継を本格

中継するための工事を行うため、本議場改修規模による概算見積もりを数社から提出していただき、その中から参考となる見積もりを採用いたしまして、当初の予算額を計上いたしておりました。今回、工事を行うに当たり、公募型プロポーザル方式を採用し、副市長を委員長とする業者選定委員会を設け、業者を決定いたしました。

今回、1,000万円を超える大きな減額となりましたが、実際に必要となる機材関係等の精査をしていながら仕様書を作成いたしまして、それにより選定委員会により決定をしております。当初の予算計上額が定価額相当であったこともございまして、プロポーザルでは決定業者の見積額が機器の面では約7割、労務費では約半額の見積額が提出されました。以上のことから、支出確定により1,096万7,000円の減額補正となっております。

以上で説明を終わります。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで1款1項の質疑を終わります。

次に、2款1項総務管理費の説明を求めます。

担当課長は順次説明をお願いします。浮羽市民課長。

○浮羽市民課長（山田 昭紀君） 29ページでございます。

2款1項1目一般管理費です。補正額45万9,000円の増額です。

4節共済費です。6万2,000円の増額です。これは、浮羽市民課正規職員の産休に伴う代替臨時職員社会保険料1名分の3カ月分です。

7節39万7,000円の増額です。これも同じく、産休に伴う代替臨時職員1名の賃金、3カ月分です。

以上です。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 6目財産管理費、13節委託料70万円でございます。新治団地跡地の測量、分筆等に170万円程度を要することになりまして、現予算では不足いたしますので、増額をお願いするものであります。

7目財政調整基金費、25節積立金653万6,000円の減額でございます。財政調整基金、公共施設等整備基金、地域振興基金、地域福祉基金、土地開発基金につきましては、基金運用利息額の確定に伴う増額になります。鉱泉浴場所在地域の施設等整備基金は、利息額の確定に伴う9万円の増額に加えまして、平成28年度入湯税の3分の1に相当いたします35万8,000円を積み立てるものでございます。ふるさと・まごころ基金につきましては、28年度のふるさと納税の確定に伴いまして851万9,000円を減額するものでございます。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 8目企画費でございます。12節役務費175万円の増額でございます。こちらにつきましては、ふるさと納税の決済手数料の増に伴います増額となっております。今までふるさと納税を集めるに当たりまして、1社のふるさと納税の専門的なサイトを利用しておりましたけど、今回、納税の推進に当たりまして、3社を活用してふるさと納税を推進することといたしましたので、その手数料の増額に伴うものでございます。

○農林振興課長（松尾 正和君） 29ページ、9目地域活性化推進費でございます。補正額445万8,000円のうち、農林振興にかかわる分としまして、4節共済費18万円、7節賃金108万円、14節使用料及び賃借料32万円の減額補正でございます。合計で158万円でございます。

補正理由としましては、農業振興にかかわる地域おこし協力隊の着任が、1名の着任が平成29年10月からの着任となりましたもので、半年分の経費を減額するものでございます。

以上です。

○うきはブランド推進課長（田箆 正規君） 同じく9目19節負担金、補助及び交付金にございます287万8,000円の減額でございます。内訳につきましては、個性あるまちづくり事業費補助金200万円の減額、人材育成事業費補助金87万8,000円の減額でございます。こちらにつきましては、決算見込みに伴います補正でございます。

○住環境建設課長（江島 高治君） 続きまして、13目新エネルギー対策費でございます。237万8,000円の減額でございます。内訳といたしましては、13節の委託料129万6,000円の減額でございます。内容といたしましては、昨年より工事をいたしておりました、昨年ではございませんが、藤波ダム小水力発電のモニター設置を計画しておりました。今回、再生可能エネルギー事業の啓発、広報の一環といたしまして、吉井庁舎1階のフロアに発電量のリアルモニターを設置する計画をしておりました。今回、先ほど説明ありましたが、議場マイクシステムの関係で、1階に議場の議会中の放映のモニターが設置されたわけでございます。今回、うちのほうで発電のモニターを計画しておりましたので、議会閉会中にはそのモニターを利用しようというところで、今回、129万6,000円の減額及び入札残というところで減額をしておるところでございます。

それから、19節の負担金、補助及び交付金でございます。108万2,000円の減額でございます。こちらにつきましては、藤波ダム施設建設費の負担金でございます。これは、県が設置しております藤波ダム、これのバックアロケの関係でございます。当初は9,000万円をかけるんじゃないかというふうな協議の中で、再三の協議、検討をする中で、当初予算で400万円を見込んでおりましたが、最終的な協議の結果、このバックアロケにつきましては291万8,000円で協議が整いまして、その残額を今回、減額補正をするものでございます。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 15目諸費でございます。

11節需用費、修繕料10万円の増額補正です。公設防犯灯の修繕が当初見込みよりも落雷等により増加したため、5灯分を増額補正をお願いするものでございます。

19節負担金、補助及び交付金57万円の増額補正です。各区が設置する防犯灯に対する補助でございますが、これにつきましても落雷等による取りかえ申請が多く、残り30灯分の要望が
あっている状況でございますので、38灯分を増額補正をお願いするものでございます。

○税務課長（山崎 秀幸君） 30ページをお開きください。

23節償還金、利子及び割引料200万円の減額となっております。説明としましては、過年度過誤納還付金及び還付加算金の固定資産税、住民税、それぞれ100万円ずつ減額を見込んで
おります。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 同じページでございます。

2款1項16目地方創生推進費でございます。13節の委託料334万7,000円の減額補
正でございます。これにつきましては、毎年実施しておりますうきは市民大学の子ども未来学部
における体験学習のうち、壱岐島自然体験事業が本年8月6日から9日までの3泊4日で実施す
る予定でございましたが、台風接近により事業を中止したことによるものでございます。

○議長（榊川 正男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 9目の7節の賃金の件ですが、ちょっと具体的に私が聞き損なっ
たんですが、108万円の賃金ということで、着任の問題ということやったけど、もう少し
ちょっと具体的に、なぜこんなになったのか、理由をお願いします。

○議長（榊川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 賃金の減額でございますが、今年度当初から農業振興に係る地
域おこし協力隊の採用を計画しておりました。公募等行いましたけれども、なかなか適任者が見
つからなかったのが現状でございます。

そういう中で、その後に1名、地域おこし協力隊の隊員の募集がありまして、採用というふう
になりましたので、着任は10月1日からの着任というふうなことになっております。したが
いまして、4月から9月までの協力隊に係ります賃金等に係る経費を半年分減額しているもので
ございます。

○議長（榊川 正男君） ほかに質疑ありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 15目の諸費、瀧内課長の説明わかりました。落雷等でわかりま
したが、これは、この防犯灯の関係ですね。これもまだ自治協議会のほうに事務の移管的なもの
はやっていないですね。区からの直接ですか。ちょっと確認です。お願いします。

○議長（榑川 正男君） 市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） この業務につきましては、直接市のほうで承っておりますが、自治協議会のほうを通しておりません。

○議長（榑川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 質疑なしと認めます。これで2款1項の質疑を終わります。

次に、3款1項社会福祉費の説明を求めます。

担当課長は順次説明を願います。福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 予算書31ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費、13節委託料、我が事丸ごとの地域づくり推進事業委託料200万円の減額補正でございます。6月補正で1,194万円を計上しておりましたが、委託先であります社会福祉協議会のほうで公募を行い、新たに職員募集を行いましたが、雇用することができておりませんので、人件費相当分を減額するものであります。

20節扶助費、中国残留邦人等生活支援給付金100万円の増額補正です。対象者は1世帯2名ですが、昨年度と同一世帯で、今年度も2名とも入退院を繰り返しておりまして、医療費が増加したため、補正をするものであります。2名につきましては、世帯主の御主人76歳、妻が68歳であります。

23節償還金、利子及び割引料21万円の増額補正でございます。内訳としまして、過年度地域自殺対策緊急強化基金事業費補助金返還金としまして3万円、臨時福祉給付金給付事業費補助金返還金としまして18万円となります。

続きまして、4目社会福祉施設費、11節需用費、燃料費34万円の増額補正でございます。市役所西別館の空調設備及び温泉ボイラー設備の燃料となります灯油価格の上昇により、増額をするものであります。

13節委託料、ゆうゆうセンター指定管理料30万8,000円の増額補正でございます。全員協議会で説明をさせていただきましたが、7月に発生しました豪雨災害に伴います被災者、災害ボランティア支援のため、ふれあい荘の温泉の営業時間延長に伴います人件費の増加分を指定管理料に加算するものであります。

○市民生活課長（安元 正徳君） 6目重度障害者医療対策費153万2,000円の増額補正を計上しております。内容につきましては、平成28年度、過年度重度障害者の医療対策費補助金、県補助金の精算に基づきまして返還するものでございます。全体の割合としては3.75%になっております。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 7目障害者対策費、8節報償費、介護人報奨金36万円の減額

補正でございます。

20節扶助費2, 136万円の増額補正でございます。内訳としまして、自立支援医療費、こちらは更生医療分です、198万円。障害児通所支援給付費1, 938万円でございます。

自立支援医療費198万円につきましては、人工透析の対象者が1名ふえたことにより増額するものであります。

障害児通所支援給付費1, 938万円につきましては、平成28年7月に市内初の放課後等デイサービス事業所ういずあつぷるが開設されましたことでサービスを利用しやすくなりましたために、給付費が大幅にふえたことにより増額するものであります。現在、25名の児童が利用をしております。

23節償還金、利子及び割引料23万7, 000円の増額補正でございます。内訳としまして、過年度障害者医療費（更生医療）国庫負担金返還金15万8, 000円、過年度障害者医療費（更生医療）県費負担金返還金7万9, 000円でございます。

○保健課長（原 廣正君） 続きます、8目介護保険対策費でございます。19節負担金、補助及び交付金3, 525万円の増額でございます。福岡県介護保険広域連合第6期介護保険事業計画に基づきまして、今年度整備を予定しておりました地域密着型サービス、認知症対応型共同生活介護、いわゆる高齢者のグループホームにつきまして一般公募を行った結果、2事業所より申し込みがあり、選考審査会における審査の結果、医療法人浮羽外科医院浮羽クリニックを整備事業者として決定をし、県の補助を受けて整備を行うものでございます。

続きます、9目地域支援事業費、12節役務費18万5, 000円の増額でございます。来年度より、うきは市地域包括支援センター運營業務の一部を民間に委託することとしておりますけれども、その事務所をうきは市民センター2階に開設することとしております。その事務所への什器、その他物品の移転費用でございます。

次に、13節委託料、合計で78万7, 000円の減額でございます。

内訳といたしまして、まず指定介護予防支援業務委託料100万円の減額でございます。要支援の認定者に対する介護予防サービス計画作成の委託件数が当初見込んでおりました件数より下回ることが見込まれますので、減額するものでございます。

次に、認知症初期集中支援チーム事業委託料60万円の減額でございます。介護保険法の規定に基づきまして、認知症の早期における症状の悪化防止のための支援事業といたしまして、本年度6月より医療法人筑後吉井こころホスピタルに業務委託を行っているものでございますが、当初の支出予定額を下回る見込みであるため、減額をするものでございます。

次に、高齢者生きがい活動促進事業委託料81万3, 000円の増額でございます。高齢者生きがい活動促進事業とは、国の介護保険事業費補助金の対象事業の一つでございますけれども、

企業を退職した高齢者みずからが介護予防や生活支援のサービス基盤となる活動を行う団体の立ち上げに対しまして、国がその初年度の設備整備に必要な経費の助成を行うものでございますけれども、本年7月、市内の大石地区におきまして、校区内にお住まいの方で家事などの援助を必要とするひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯などへ有償サービスを提供するおおいし絆クラブが立ち上げられました。そして、現在活動がスタートしております。この大石地区の取り組みにつきまして申請を行ったところ、補助対象事業として内示をいただきましたので、12月補正において予算計上を行うものでございます。

続きまして、15節工事請負費48万6,000円の増額でございます。先ほど12節のところでも申し上げましたとおり、うきは市地域包括支援センターの移転に係る工事費用でございます。地域包括支援センターの業務では、現在、介護保険広域連合の専用パソコンを使用しておりますけれども、このパソコン端末、それからネットワーク機器の設置、配線、設定等の費用を計上しております。

続きまして、18節備品購入費50万4,000円の増額でございます。これにつきましても、うきは市地域包括支援センターの移転に係る費用となります。移転後の事務所に相談コーナーを設けるための備品、テーブル、椅子、パーティションなどの購入予算でございます。

続きまして、32ページ、次のページをお願いいたします。

19節負担金、補助及び交付金240万円の減額でございます。地域包括ケアシステム構築のための施策の一つであります介護予防・生活支援体制整備事業といたしまして、今年度の当初の計画では江南地区、御幸地区、大石地区の3地区におきまして、勉強会を行った後に、地域のこれからの生活支援体制を協議する場の設置を行いまして、その運営を行っていただく方、生活支援コーディネーターといいますが、そういう方を配置いたしまして、その方への人件費を1地区当たり80万円、3地区で計240万円を見込んでおりましたけれども、今年度中のコーディネーターの配置は難しい見込みとなりましたので、減額をするものでございます。

続きまして、23節償還金、利子及び割引料1万1,000円の増額でございます。平成25年度福岡県介護基盤緊急整備補助金の消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額に相当する額を事業者のほうから返還を求め、県へ返還をするものでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） まず、1目の社会福祉総務費の中の13節委託料、補正で6月ですかね、先ほど説明がありました。我が事丸ごとの地域づくり、予算が990万円やったのですかね。1,190万円ですか。で、200万円の減額が、人材が確保できなかったと説明のようで

ございましたが、具体的にどういうことなのかですね。新たな事業で、それだけの補助をいただいて200万円減額、人材確保できなかったということについて、いま一度わかりやすいように説明をお願いしたいと思います。

それから、これは原課長のところですね。次のページあけての240万円の減額は、今年度が計画どおりにいかないということで、これは来年度には上がってくるということですか。その2点お尋ねします。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 1点目の御質問ですね。我が事丸ごとの地域づくり推進事業委託料の200万円の減額につきまして、委託先の社会福祉協議会のほうで職員の公募を行っております。応募はございましたけれども、見合った人材が確保できないということでありました。事業を進めていただくに当たりまして、人材確保ができないというのは非常に支障を来すものであると考えております。協議をいたしまして、そういう事情でございましたので、当座の間は兼務をして、この事業を推進するために支障のないようにやっていただくということは、もう社会福祉協議会のほうと協議を重ねて、今後も見守っていきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 今年度予定しておりました江南地区、御幸地区、大石地区につきましては、来年度は協議の場のほうにその運営を行っていただく方、生活支援コーディネーターを配置できるというふうに考えておりますので、来年度の予算におきましても、今年度と同様、80万円掛け3地区分の240万円の予算計上を予定しております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 31ページ、13節委託料ですね。このゆうゆうセンターの委託料、増額になった理由が7月災害ですね、豪雨災害の。これは市外者、市外の方を受け入れるために時間を延長になったということですか。大体期間と、その時間延長は何時間ぐらいやったのか。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 7月の豪雨災害におきまして被災され、該当者につきましては、まず災害の被災者の方及びボランティアの方の受け入れをしております。災害直後から8時まで延長いたしまして、現在、温泉組合、原鶴、筑後川温泉等の開所時間、そちらの開放時間と合わせまして、現在は定時、5時までということにしておりますが、今月末までは受け入れをさせていただくということでございます。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） もう一点確認をさせていただきます。

8目の介護保険対策費、これは原課長のところやったですかね。19節の地域密着型、広域連合の、これはうきは分で、今年度にグループホーム、浮羽外科という説明でございましたですね。この場所と、この財源の率を教えてください。3,500万円の総事業費に対する補助金の割合を教えてください。どこに出すのか。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 建設場所でございますけれども、今川通区の、現在、浮羽外科が、浮羽クリニックですかね、の病院のすぐ北側になる、バイパスと病院との間ぐらいになります。ちょっと道からは、ちょっと入っていますので。

それから、補助金の内訳でございますけれども、補助金は、これは県の補助金の交付要綱で定められた額になりますけれども、一施設につきまして、建設費が2,625万円、それから開設準備経費が50万円掛け定員数となっております。この施設につきましては定員が18名でございますので、50万円掛け18名で900万円、合わせて3,525万円となります。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。2番、鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） 補正予算には関係ないですけれども、地域包括支援センター、これは11月か何かで一応内定の資料をもらっていたんですけど、公募とか、プロポーザルをして、何社来て、今、最終的決定になっていますか。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 公募の結果、審査会を行いまして、一般社団法人浮羽医師会のほうが受託をするように決定いたして、現在、福岡県の介護保険広域連合のほうに協議者といえますか、市が決定した事業者として、今、上のほうに上げている途中でございます。正式にそこで指定がおりれば、来年4月から浮羽医師会のほうが包括支援センターの運営を行うということでございます。

○議長（櫛川 正男君） 2番、鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） それは何社ぐらい、社協とかは公募に入りましたか。社会福祉協議会。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 公募の段階で、複数の事業者のほうから問い合わせとか質問ございましたけれども、最終的に提案書の提出があったのは浮羽医師会1事業所のみでございます。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款1項の質疑を終わります。

次に、3款2項児童福祉費の説明を求めます。担当課長は順次説明願います。福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 33ページをお願いいたします。

3款2項1目児童福祉総務費、23節償還金、利子及び割引料157万1,000円の増額補正でございます。内訳としまして、過年度母子家庭等日常生活支援事業費県費補助金返還金5万7,000円、過年度自立支援教育訓練費国庫補助金返還金7万5,000円、過年度高等技能訓練促進給付国庫補助金返還金45万円、過年度子ども・子育て支援交付金返還金98万9,000円です。

続きまして、2目児童措置費、23節償還金、利子及び割引料88万5,000円の増額補正でございます。内訳としまして、過年度児童扶養手当給付費国庫負担金返還金71万7,000円、過年度児童手当費国庫負担金返還金16万3,000円、過年度児童手当費県費負担金返還金5,000円の増額補正でございます。

○市民生活課長（安元 正徳君） 4目ひとり親家庭等医療対策費でございます。18万1,000円の補正増額を計上しております。内容につきましては、平成28年度の事業実績の精算による返還金でございます。額に対するパーセンテージとしては1.75%を占めております。

以上です。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 続きまして、5目民間保育所費、13節委託料、民間保育所運営委託料1,300万円の増額補正でございます。こちらは、市内私立の御幸保育園、幸輪保育園、遊林愛児園3園への委託料でございます。今年度から保育士の処遇改善のため、新たに加算が設けられたことにより増額補正でございます。

23節償還金、利子及び割引料570万4,000円の増額補正でございます。内訳としまして、過年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金返還金373万8,000円、過年度子どものための教育・保育給付費県費負担金返還金196万6,000円でございます。それぞれ民間保育所委託料精算に係る国県への返還金でございます。

続きまして、6目一般保育所費、4節共済費、社会保険料214万5,000円、7節賃金、嘱託保育士等賃金994万1,000円のそれぞれ減額補正でございます。これにつきましては、当初見込んでおりました嘱託保育士数と代替保育士数の差により減額補正でございます。

11節需用費51万5,000円の減額補正でございます。内訳としまして、消耗品費13万1,000円、賄材料費38万4,000円の減額補正でございます。こちらにつきましては、保育所の児童数見込み数による減額補正でございます。

13節委託料、保育システム改修委託料32万4,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、29年4月からの保育士の処遇改善に伴いますシステム改修費でございます。

続きまして、34ページをお願いいたします。

23節償還金、利子及び割引料、過年度子どものための教育・保育事業費補助金返還金21万

9,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、28年4月からの保育料の改正に伴いますシステム改修費の補助金の返還金でございます。

続きまして、9目放課後児童対策費、20節扶助費、学童保育料助成金56万7,000円の増額補正でございます。学童保育料、住民税非課税世帯への保育料の減免によります世帯への返還金でございます。29年4月に遡及して返還を予定しております。

10目地域子育て支援費、19節負担金、補助及び交付金、地域子育て支援拠点事業費補助金4万7,000円の増額補正でございます。こちらにつきましては、子育て支援センター遊林ランド分への運営費の補助金でございます。29年度の補助基準額が上がりましたための差額によります増額補正でございます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありますか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それじゃ、33ページの5目の民間保育所費ですね。13節の委託料の1,300万円。説明では、御幸、幸輪、遊林ですか、職員の処遇改善とありました。もう少し具体的に、どれだけ処遇改善されたか、内容についてをお聞かせください。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 処遇改善につきましては、現在、まだ具体的にはしておりません。現在、今後、処遇改善に向けての指導等を行っていきたいと、そのように思っております。

○議長（榎川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） ということは、まだどれだけ処遇を具体的にするか決まらずに、予算が先行しているということですか。

○議長（榎川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） こちらにつきましては、各保育所への保育士の処遇改善への委託料でございますので、適切な指導を、やはり保育所につきましても賃金等、処遇改善ができませんように、この補助金を、委託料を使いまして、今後、処遇改善に取り組んでいくと、このように考えております。

○議長（榎川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） じゃ、お金をありきで先にして、その応援団になっているんですね。処遇改善、それはもう、今の保育、子育て、介護、処遇改善ということはもう、るニュース、報道でもぜひやるべきだと思うんですけど、その予算を先取りしてこうする、だから、具体的にこうするという、それに伴っての予算というのが当然だと思うんですけど、予算を確保してい

るからああ出しなさいという追い打ちかけるような説明が、どうも行政の曖昧さを感じるんですが、最後ですからしっかりお答えください。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 失礼いたしました。

具体的内訳につきましては、後ほど改めまして回答させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 処遇改善ということで、御幸と、それから遊林、幸輪ですか、3園ということですが、それぞれの保育園に対する額が決定してあったらお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） お尋ねの件でございますが、これにつきましても詳細の資料を現在手元に持ち合わせておりませんので、あわせまして御回答を後ほどさせていただきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） 委員会のほうで説明してください。

ほかに質疑ありませんか。8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 今の民間保育所ですね。御幸かな、光教寺。あそこがやめたとか、やめるとかいう話をちょっと聞きましたが、どんなになっておるですかね。

○議長（櫛川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 御幸につきましては、今年度末の閉鎖ということになります。

○議長（櫛川 正男君） 今年度末、いいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款2項の質疑を終わります。

次に、3款3項生活保護等対策費の説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 35ページをお開きください。

3款3項1目生活保護等総務費4,049万8,000円の増額補正でございます。4節共済費33万円、7節賃金230万円のそれぞれ減額補正でございます。育児休暇の代替の臨時職員を予定しておりましたが、正規職員が配置されたため、不用額の減額補正でございます。対象者は2名でございます。

23節償還金、利子及び割引料4,312万8,000円の増額補正でございます。内訳としまして、過年度生活保護費国庫負担金返還金4,309万1,000円、過年度生活保護費国庫

補助金返還金3万7,000円でございます。生活保護費負担金の返還金につきましては、生活保護費の実績に伴います過払い分でございますが、こちらにつきましては生活保護費の当初見込みに対しまして、生活扶助費と医療扶助費等の実績額が低く推移したためです。その要因といたしましては、生活扶助費等であれば、特に昨年度より福祉事務所のほうで就労によります収入や年金等の収入の把握の強化に努めました。医療扶助等に関しましては、重複受診、頻回受診の是正、後発医薬品、ジェネリック医薬品の推進等の取り組みの成果であると思っております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 生活保護で4,300万円の返還金が生じてありますが、これは実績に基づいてということですが、年度末でないとその実績は出ないわけですか。過年度ということは何。これは28年度の実績に基づいて償還金が決まったわけでしょう。実際、これは民生費だけであらわしますと、償還金だけで5,368万1,000円という巨額な金額ですよ。途中で実績報告とか、そういうのはないわけですから、ずっと予定どおりいってあって、この28年分が余計払ってありましたということで償還、返還を求められてあるようですが、実績は途中で報告か何かやって減額にはならんわけですから、ということは、28年度はもう決算認定やっておりますから、収入で上がってきているわけですよ、言いかえれば。それが翌年度にこんな巨額の返還が言うてくるということは、予算編成上も好ましくないことですよ。その内訳ですね。いわゆる年金も少額負担とか、そういうことは出てありますが、これらの4,309万1,000円の内訳は出るわけですか。内訳を出してほしいと思います。

○議長（榎川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） ただいまの御質問の件です。

生活保護費等の国庫負担金の交付申請につきましては、例年2月に提出をしております。28年度であれば、28年2月に提出をしておるところです。この時点での支出予定額につきましては、27年度の生活保護費と支援給付金の実績をもとに積算しました28年度当初予算額で6億6,507万2,000円。内訳につきましては、生活保護費が6億5,797万1,000円、支援給付が710万1,000円となっております。この交付申請をもとに、5回に分けて交付決定があり、交付金が振り込まれました。

29年3月末での国庫負担金の歳入額の合計は4億8,770万6,000円。内訳としまして、生活保護費が4億8,049万4,000円、支援給付金が721万2,000円で、この額が国庫負担金交付決定額となります。この額につきましては、当初予算額6億6,507万2,000円に補助率の4分の3を掛けました4億9,880万4,000円の2.2%の減になりますが、

金額にしますと1, 109万8, 000円でございます。の減額した額になっております。

生活保護の国庫負担金につきましては、3回目が28年10月27日、歳入予算額の82%、4回目が29年1月31日に歳入予算額の97%の入金がありますため、原則、交付額の減額は認められておりません。唯一増額する場合のみ、3月の増額変更が認められておる状況でございます。このため、今回、28年度年度途中での変更ができませんため、28年度のように実績額が低く推移した場合には翌年度の返還金が多く発生しておるという状況でございます。

○議長（榎川 正男君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 今の生活保護費ですが、かなり審査に当たって結構厳しくやらなるところもあると思いますが、どげんですかね、そこら辺は。結構厳しく、厳しくしていくと、なかなか、何年か前、握り飯食いたいということで北九州でありましたが、幸いうきは市はそういうことは起きていないと思いますが、何か生活保護相談ですね。私も何回かつき合ったことありますが、確かに不正はいかんですね。これはもう絶対できん。何かそこら辺、ちょっとこう、どげん言うたらいいかわからんばってん、厳しさだけでもだめ、優しさもだめ、どげなふうにしよるですか、審査は。

○議長（榎川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 生活保護の申請から受給に至りますまでには、それぞれのお一人お一人にさまざまな事情がございます。最後のセーフティーネットと呼ばれてはいますし、担当、保護係、県の委託の相談員さんもいらっしゃいますが、担当ケースワーカーも含めまして御相談受けることとなります。その際に、やはり弱者の方もいらっしゃいます。はっきり申しまして、不正につながるような方もいらっしゃることもあるかもしれませんが、やはり困った方の目線で、特にカウンター越しで対応するようなことではなく、カウンターを出て、それぞれの方々の実情等を、やはり公共の目に触れないところで、密室でお聞きして、そちらの方に寄り添った言葉、態度というのを特に注意して対応に当たっておるところであります。当然理不尽な要求をされる方もたまにはいらっしゃいますけれども、やはりどのような方がお見えになりましても、きちんとした窓口の対応で伺いまして、申請、それから受給ということになれば、個々のそれぞれの内情に見合いました支援、指導をケースワーカー、それから保護係、福祉事務所として行っております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 大体わかりました。

それと、就労を勧めておるとのことですが、大体何歳ぐらいまで、もう高齢者は勧めても雇うところがなかろうと思いますが、大体年齢で何歳ぐらいまでの方に勧めておるのか、お願いし

ます。

○議長（榎川 正男君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 具体的に何歳までというのは決まっておりますが、当然、就労可能と判断できる方には指導を行いますし、御病気でとか、おけがをされまして就労不可能な方もいらっしゃいますので、そういう方々につきましては、医師の就労に関する可否を書面で問いまして、就労可能ということを確認いたしまして指導いたします。当然、65歳等に、それなりの高齢になられましても、就労可能な方は元気な方はいらっしゃいますし、また就労意欲も、病気、けが等が治れば就労したいと思っていられる方もいらっしゃいます。こちらもそれぞれの事情に合わせまして対応を行っております。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで3款3項の質疑を終わります。

次に、4款1項保健衛生費の説明を求めます。保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 36ページをお願いいたします。

1目保健衛生総務費、7節賃金40万円の減額でございます。母子保健事業の乳児健診等で雇用しております看護師等の賃金につきまして、3月までの支払い見込みにより減額を行うものでございます。

続きまして、13節委託料19万5,000円の増額でございます。特定健康診査及び特定保健指導の実施に係る基準の一部改正に伴いまして、特定健診の項目や質問項目の見直しが行われる予定となっておりますけれども、その見直しに伴いまして、現在、保健課で使用しております保健情報システムの改修が必要となりますので、今回、予算措置を行うものでございます。

続きまして、3目健康増進対策費、13節委託料418万5,000円の減額でございます。10月で本年度の特定健診、がん検診の日程が終了いたしましたので、保健課で予算措置をしておりますがん検診分の委託料の額が確定をいたしましたので、不用額を減額するものでございます。

続きまして、23節償還金、利子及び割引料3,000円の増額でございます。平成28年度、過年度分の健康増進事業費補助金の精算に伴う返還金でございます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 保健情報システム改修の委託料ですけれども、16.8%ほど増額になっております。こういう委託をいっぱい出されますが、この業者はどこにお願いしているわけですか。例えば、保健情報システムについては、ずっと同じような業者にやっているのか

どうかですね。新しい業者であるのか、同じ業者をずっと繰り返しているのかどうか、その辺お願ひしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） このシステムにつきましては、保健課で行っておりますほぼ全ての業務、母子保健の乳幼児健診から予防接種、それから住民健診、全ての情報をこのシステムで管理しておりますので、平成19年に両備システムズという会社のシステムを導入して以来、同じ業者でのシステムを現在まで利用しております。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 東京でやっている企業、IT産業ですね。これを久留米市が誘致したでしょう、今度はですね。この会社は、いわゆる650人を使用している会社なんですよ。経済産業省の認定も受けてあります。今、久留米がその会社に、いわゆる一部の事務を委託してありますが、場所は商工会館ですか、あの中にとりあえず仮住まいをしているわけですよ。で、そこが大体こういうシステム改修の専門をやっているわけなんですよ。いわゆる久留米出身の方ですね。東京で企業を起こしている。現在、650人の社員がいらっしゃるわけ。その本社を久留米に持っていこうということですよ。したがって、ちょっと平成19年から同じ業者じゃなくて、そういう業者の選定も考えなきゃならないと思いますよ。これについては、全くその業者一本で行っている。じゃ、ほかも同じことをやっているわけですか。ただいま保健のことをお尋ねしましたけど。いっぱいシステム改修、システム改修と出てくるわけですよ。その会社だけじゃなくて、ほかの会社でもやれることを、いわゆる随意契約ですか、それでやっているような気がしますものですから、ほかの会社に当たって見たことはないのかどうか。もう一本化でやっているということは、もう業者は決まってしまうているわけ。もう今まで10年以上同じ業者がやっている。ということは、皆さん方はその業者の言うとおりで予算措置していることになるわけですよ。この点について、いま一度回答をお願いします。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） システムの改修に当たりましては、システムそのものを入れかえるということになりましたら、さまざまな事業者のほうを候補対象として入札を行っておりますが、既存のシステムの改修ということになりますと、どうしてもあとの保守面等で、システムを導入した事業者との随意契約にならざるを得ないというのが現状ではないかなというふうに思っております。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） それは思い込みであるわけですね。いわゆる新しい会社がそういうシステム改修に取りかかれば、当然メンテナンスも考えてありますよ。したがって、もう思

い込んで皆さん方は事を進めているということになりますよ。いわゆる経費節減じゃなくて、もうあの会社じゃないとできないということを前提でやっていることになりますよ。ほかの会社は全くやっていない。いわゆる平成19年からということ、もう11年迎えているわけですよ。ずっと同じようなことで11年も繰り返しているということになりますよ。したがって、これについてはやっぱり検討していただかなきゃなりませんよ。ましてや、いわゆる東京でそういう企業を起こした方が、久留米市が誘致しているわけ。ぜひ本社をこっちに移してくれ。で、今、本社は久留米になっているわけですよ。今、本社のほうは13名ですか、いらっしゃるということですが、久留米のほうにはですよ。本当は全国に散らばっていますから、全国で650名採用している会社なんですよ。これは経済産業省に聞いたらすぐわかると思いますよ、その会社はですよ。いま一度、回答願います。

○議長（櫛川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） システムごとに状況は異なると思いますので、各システムの改修に当たりましては、そういうことが可能かどうかとも検討しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑、7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 1点のみお尋ねをさせていただきます。

4款1項3目ですね、健康増進対策費、委託料418万5,000円の減額となっております。原課長の説明では、がん検診が終了したということの余剰金ということの減額だという説明がありました。で、当初予算の金額は、4,214万2,000円が当初予算ですね。

お尋ねしたいのは、一般質問でも健康問題、医療費削減の問題というのがある出されております。そういう中で、この418万5,000円という金額がどういう意味をもたらすのか。がん検診も受診者が少ないということだろうと思うんですけど、その辺が大事なところで、やっぱりしっかり頑張って保健課のほうを中心にやっておらっしゃるでしょうけど、これだけ余剰に、安定した、過不足がないように予算を組み立てて、例年、前年度はわかりません、資料を持ってきていませんから。ただ、この400万円という数字が、そういう健康増進、医療費対策の予防措置としての住民の行動としての結果がこの数字にあらうと思うんですけど、その辺をどうお考えなのか、結果、お願いをしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） 例年、がん検診のそれぞれの予算、いろんな種類のがん検診が、各種がん検診ございますけれども、それぞれの予算につきましては単価契約を行っておるわけがございますけど、受診予定人数を、ここ過去二、三年の実績をもとに当初予算では予算措置をしておりますけれども、毎年、ちょっとそれぞれの検診で増減がございますので、ある程度余裕を見たところで予算を組んでいるというのもございますし、実際、今年度は昨年度に比べたら受診者

が、若干ではございますけれども、少なくなっているという実績にもなっております。こちらといたしましては、がん検診は、中には2年に一回でいいものもございますけれども、なるべく毎年受診をしていただくというところで啓発を行っておりますけれども、市民の中には二、三年に一回受けておけばいいというような感覚の方もまだ多くいらっしゃいますので、そのあたりで年によって多い年と少ない年、差が出てまいりますけれども、そのあたり、もう少し市といたしましても、毎年、年に一回は検診を受けていただくようなところをもう少し周知徹底を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 答弁のとおりだと思うんですけど、ただ、やっぱり私たちからすると、この医療費の問題、健康、予防というものに視点を置きますなら、やっぱりその辺の毎年度の対比実績というのは非常に重要な意味があると思うんですよ。410人というのが、予算ではもう一応見込み予算を組んでいるでしょうけど、前年対比、前年も5年でもいいですけど、やっぱりその辺が実績が、受診者がずっとふえてきているということであればいいんですけど、皆さんのお骨折りですね。ところが、この400万円というのは何人ぐらいをアバウト的に意味するのか、その辺の分析が非常に大事と思うんですよ。でないと、やっぱり頑張っただけの成果が出てこない。だから、単に400万円減額して、もうこれでがん検診募集等、ことは終わりましたから、これだけの見込み決算になったからということだけでいいというものじゃないから、非常に大事な意味を持ちますから、その辺を今ここで答弁できない分もあるでしょうけど、ぜひそこんきを精査して、今後に生かすデータにしていきたいというふうにお願いをいたします。またお尋ねすることがありましようから。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 保健課長。

○保健課長（原 廣正君） がん検診の種類によりまして、女性が受ける検診もありますし、男性が受ける検診もありますので、いろいろちょっと検診の種類によって状況は異なっておりますので、それぞれ今年度の検診の結果をまた分析いたしまして、今後に生かしていきたいと思っております。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで4款1項の質疑を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は1時30分より再開します。

午前11時55分休憩

午後1時30分再開

○議長（櫛川 正男君） 再開します。

ここで、福祉事務所長より発言の申し出がっておりますので、許可します。福祉事務所長。

○福祉事務所長（梶原 康宏君） 民間保育所の運営委託料1, 300万円の増額補正につきましての御質問に対して説明させていただきます。

こちらにつきましては、先ほど申しましたように、市内私立の御幸保育園、幸輪保育園、遊林愛児園3園への委託料でございます。今年度から保育士の処遇改善のため、新たに加算が設けられたことによる増額補正でございます。

内容といたしまして、保育士の処遇改善の加算につきましては、国の基準といたしまして、副主任保育士が月額4万円の加算、その他の保育士につきましては月額5,000円の加算でございます。これによりまして、御幸保育園につきましては102万円、遊林愛児園につきましては387万円、なお、幸輪保育園につきましては今年度は見送っておりますので、2園の合計は489万円となります。

この増額補正1,300万円につきましては、これ以外に児童1人当たりの公定価格の改定によります増額分及び受け入れ児童数の増に伴います増額分等といたしまして、811万円が含まれております。

なお、御幸、遊林愛児園につきましては、処遇改善を実施するということでありまして、既に県へ申請を終わらせておるところであります。

以上、説明を終わります。

○議長（櫛川 正男君） 次に、6款1項農業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） それでは、補正予算書37ページをお開きいただきたいと思っております。

6款1項3目農業振興費、19節負担金、補助及び交付金、9,731万5,000円の減額補正でございます。

内容としましては、強い農業づくり交付金346万円、これにつきましては、JAにじのライスセンター内に大豆調整器として機能向上の整備を6月補正で3,188万3,000円で予算を計上させていただいたものでございます。入札執行を行いまして、執行残によります減額、346万円の減額補正でございます。

続きまして、水田農業振興対策事業費補助金、179万3,000円の減額補正でございます。

これは、4件の水田農家から農業機械の購入ということで、当初予算で1,069万8,000円を計上させていただいておりました。4件の入札を実施いたしまして、入札執行残ができ補助金額が確定したことによります減額補正でございます。

続いて、機構集積協力金交付金、149万6,000円の減額でございます。

この協力金は、出し手側が中間管理機構を通して農地利用の集積等を図る場合に、出し手側に対する交付金でございます。本年度11月の公募をもって額が確定をいたしております。申請4名で、当初予算額260万円に対しまして確定額が110万4,000円ということで、差額の149万6,000円を減額するものでございます。

それから、産地パワーアップ事業費補助金、9,229万円の減額補正でございます。

これは、JAにじの糖度センサー、それから、色彩センサーの導入、それから、トマトハウスの施設整備4件、計5件の事業を計画していたものでございます。予算額3億4,727万円に対しまして、入札執行を行いまして、2億5,498万円ということで額が確定いたしましたので、その残額9,229万円を減額するものでございます。

補正額が高額になっておりますが、5件のうち2件につきましては、事業内容の精査等を行いまして、規模の見直し等も行つて事業費を算出したところでございます。また、5件とも、近年、資材費、それから、労務費が高額になってきております。当初、事業費算定に当たりまして、定価等による金額で見積もりを出しておりましたけれども、入札執行によりまして減額となりましたので、このような額になっておるところでございます。

それから、続きまして、荒廃農地等利活用促進交付金、280万円の減額補正でございます。

当初予算350万円で予算を計上しておりましたけれども、1件70万円の執行ということで、その残額280万円の減額でございます。

それから、農業機械・施設災害復旧支援事業費補助金、452万4,000円の増額補正でございます。

これにつきましては、さきの7月5日の九州北部災害によりまして、畜産農家及び施設園芸農家の設備機械が浸水によって利用不可能になりました。その施設整備に当たりまして、県単事業で8割の助成をする、一部機能向上事業につきましては5割ということになっておりますが、そういった県単の補助事業の活用ができるということで、その支援補助金の計上でございます。

続いて、6款1項5目園芸費、5,233万2,000円の減額補正でございます。

これは活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金ということで、当初予算1億8,713万3,000円を予算計上しております。

当初、10件の事業を予定しておりましたけれども、県の予算配分の手当ができないといひますか、減ということで、事業実施ができませんので、その残りの事業に対する減額補正でございます。5,233万2,000円でございます。

なお、この残りしました未着手の事業につきましては、来年度、優先順位を高めて県のほうには要望をしていくところで進めております。

続いて、6款1項6目農地整備計画費、19節負担金、補助及び交付金、310万円の減額補正でございます。

これは、多面的機能支払交付金、共同活動及び向上活動分の交付金につきまして、対象面積の確定による交付金の額の確定ができましたので、その差額310万円を減額するものでございます。

続いて、8目農地費、15節工事請負費、1,000万円の減額補正でございます。

これは、県営事業の附帯工事分の減額でございまして、当初予算2,000万円を見積もりしておりましたけれども、事業の見込みとして1,000万円まではかからないということで減額補正するものでございます。

予定としては、持木の圃場整備に係る湧水処理、水路工事、表土搬入等を計画しております。また、流川農道に係ります水路工事を予定しているところでございます。

それから、17節公有財産購入費、250万円の増額補正でございます。

これは、県営土地改良事業用地購入費として、持木の圃場整備に係ります用地の購入分でございます。

22節補償、補填及び賠償金、85万円の増額補正でございます。

これは、持木地区圃場整備で電柱の移転、それから、立木の補償等に係りますもので、85万円の増額補正を予定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 今、3目農業振興費、5目の園芸費と、6目の農地整備計画ということで、説明の中に減額についての説明がありましたけど、農業機械以外は全部減額になっておるわけですけど、この点について、市長はどう思うのかということを知りたいわけですけど。全体的に減額になっておるから、市長は常日ごろに、うきは市の基幹産業は農業と言われておる中で、こんなに減額になっておるから、どう考えて、どう思っているのか聞きたいわけですが。

○議長（櫛川 正男君） 高木市長。

○市長（高木 典雄君） 当初予算に認められた予算を適切に執行するのは我々執行部の努めだと、これは常日ごろから認識をしております。

ただいま課長のほうから説明がありましたように、入札執行残というか、入札結果の執行残に伴う減額あるいは申請者の皆さんの事業計画が大幅に変わった減額、さらには、もともと県のほうに予算要望、10件要望していたんですが、内示が7件しかつかなかったとか、そういうもろもろの条件が重なり合って、こういう減額補正になったということを御理解いただきたいと思います。決していたずらに当初予算、認められた予算をそのまま流すというか、不要にするという

ような話ではないことを御理解いただきたいと思います。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。6番、上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） 22節の立木補償費ですね。この立木については、何か基準があったら教えてください。

○議長（榎川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 22節の立木補償費につきましては、先ほども御説明申し上げましたように、圃場整備地区内で既存の電柱が立っております。それがどうしても工事等の支障になりまして、完成後も移転する必要がございますので、その移転補償費ということで、電柱につきましては九州電力の見積もり等による補償費の算定というふうなことでございます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 6番、上野議員。

○議員（6番 上野 恭子君） これは電柱ばかりで、木とかは別に違うんですね。わかりました。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。14番、藤田議員。

○議員（14番 藤田 光彦君） 6目の多面的機能支払交付金の件ですけど、面積が減になって減額になったということですけど、その面積が減になった要因ですね。荒廃地になって減になったのか、それと、その面積がどれぐらいあったかを教えていただきたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 面積の減る要因としては、例えば、活動——道路用地とかそういったもので買収になって管理していた面積が減るとかいう部分もございますし、新たに追加で対象地として編入する場合もございます。また、一部地域では、まとまった地域を協定から除外をしていくような部分もございますので、そういった内容で面積が確定をしたというふうなことでございます。

ちょっと手元に変更になった数値の資料を持ち合わせておりませんので、後で調べて御報告したいと思います。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。12番、高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 3目の荒廃農地等利活用促進交付金のことでお尋ねしますが、先ほど1件のみの実施ということで280万円の減額になっているということですが、なぜ荒廃地、1件だけしか取り組みをやらなかったのか、そのあたりの事情があればお聞かせいただきたいと思いますが。

○議長（榎川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 荒廃農地等利活用促進交付金につきましては、従来農業委員会が取り扱ってございました耕作放棄地対策事業の補助金が、名称を変えて平成29年度から新しく

始まったものでございますが、当初、予算計上の際には、荒廃地を再生利用して、その上に施設、例えば、果樹棚とか雨よけハウスとか建てられるような事業設計でございましたけれども、事業内容、要綱等が進んでいく中で、リースによる施設の設置しか認めないというふうな事業内容の要綱の中で示されました。そういった点を事業要望者のほうと打ち合わせする中で、なかなかリースでは使い勝手が悪いというふうなお話もありましたので、一応その部分については取りやめということにさせていただいております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 12番、高山議員。

○議員（12番 高山 敏枝君） 対象が減ったという理由はわかりましたけれども、でも、今までのやり方で非常に不便であるというのであるならば、それはそれとして、やっぱり申請していくべきじゃないかと思いますが、その変更についてはどういうふうにお考えでしょうか。このやりづらいままをこのまま受け入れていくのかどうか、そのあたりをお尋ねしたいと思いますが。

○議長（榎川 正男君） 農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 国なり県の考え方としましては、再生利用はこの事業で行って、施設整備につきましては、例えば、県単事業であります高収益事業とか、そういったものの活用を進めてほしいというふうなことで、施設整備と再生利用一体のものじゃなくて、あくまでも分けて利用してくれというような要綱内容になっておりますので、今後はそういうふうな事業推進ということで進めたいというふうに考えております。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6項1項の質疑を終わります。

次に、6款2項林業費の説明を求めます。農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 補正予算予算書38ページをお開きください。

6款2項2目林業振興費、19節負担金、補助及び交付金、3,215万円の増額補正でございます。

この内容につきましては、7月5日の九州北部豪雨災害によりまして、うきは市内の素材生産業者の高性能林業機械が朝倉の山中に取り残されたといいますが、前後の林道の崩壊によりまして搬出ができないような状況になっております。また、復旧についてもいつになるかわからないというふうな、林道復旧ができないような状況でございます。そういう中、国の補助を活用しまして、この林業機械の再整備を行うに当たり、2分の1の支援を行うものでございます。

なお、全額2分の1国庫補助金でございます。

なお、機械購入につきましては、フォワーダという木材搬出機械、それから、ハーベスタとい

う機械の木材を枝払いして4メートルとか3メートルとかに玉切りをする機械、それから、スイングヤーダということで、山の斜面をワイヤーで木材を山土場まで集材するような機械、それから、作業するための作業路とか、そういったものを伐開していくためのグラップル付きのバックホー4台を購入、再整備をする予定でございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで6款2項の質疑を終わります。

次に7款1項商工費の説明を求めます。担当課長は順次説明を願います。うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） 39ページをお開きください。

7款1項2目商工業振興費でございます。19節負担金、補助及び交付金、産業振興奨励金といたしまして、1,609万6,000円の増額補正となっております。

内訳につきましては、うきは市産業振興奨励金といたしまして、企業の設備投資に係る固定資産税に対して、定められた率により税額相当分を3年間奨励金として交付するものでございます。

当初、日本精工九州の平成26年、平成27年の設備投資に係ります584万7,000円を当初予算で計上させていただいておりましたけど、今回、補正といたしまして、平成28年度に係ります日本精工九州の682万9,000円、昨年三春工業団地で操業を開始いたしましたROKI福岡の926万7,000円、計の1,609万6,000円を増額補正として交付するものでございます。

以上です。

○住環境建設課長（江島 高治君） 4目公園費、13節委託料、100万円の減額でございます。

こちらにつきましては、4件の入札執行を行いまして、それによります入札残を今回、減額補正を行うものでございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 産業振興奨励金、これは日本精工とROKIが対象だということをお聞きしました。日本経済新聞とか機械製造メーカーの経営者と話す機会があったんですけども、日本精工で生産しているベアリング内蔵のスライドシャフト、つまりロボットとか精度が高い機械に使う部品を日本精工でつくっているんですけども、非常に部品が欠品している。それががないために設備投資ができないという状況で、今後ともそういう足りない状況が続くんじゃないだろうかということをお考えますと、来年あたりも設備投資がかなりあるんじゃないかというふうに予測されますので、早目に情報をキャッチして、大体翌年度ぐらいにはメーカーも予

算を立てますので、そして、来年度の予算の精度を上げていただきたいというのが一つでございます。

それから、もう一つ関連であります、7月の九州北部豪雨があったわけでありましてけれども、その災害の結果、幸いにしてうちは、あれだけの豪雨が、場所は違ってはいたけれども、びくともしなかったという団地でございますので、そこら辺を強調していただいて、例えば、地理的条件とか再起するために非常に投資がかかるとか、それから、今後のリスクを分散するとか、そういうことでほかに新たな土地を模索している可能性も十分ありますので、ひとつそういう安全性を十分PRしながら、ピンチをチャンスに変えるような積極的なアプローチ、これが必要だというふうに思いますが、そういう点、答弁をいただきたいと思っております。やっているかどうか。

○議長（榎川 正男君） うきはブランド推進課長。

○うきはブランド推進課長（田籠 正規君） まず1点の日本精工の件でございます。日本精工に限らずでございますけど、現在、担当のほうで市内のいろんな事業所には年間を通して複数回、いろんな情報収集のために会社訪問をさせていただいておりますので、そういう中を通しまして、いろんな情報収集を早めにやっていきたいというふうに考えております。そして、そういうのを政策とかに生かしていくようなところで進めてまいりたいと思っております。

続きまして、2番の九州北部豪雨に伴います、いろんな被災を受けたところが、いろんな移転とかそういうのも考えているんじゃないかならうかというところがございますけど、実は、杷木町にございました工作機械製作会社、工場がございましたけど、今回の九州北部豪雨で被災されまして、うきは市のほうの東限の上になりますけど、旧出利葉鉄工所跡を購入されまして、工場移転を予定されているようでございます。現在は操業に向けまして機械設置等も行っておると聞いておりますので、そういう部分もございまして、引き続きいろんなところから情報収集をしながら、企業誘致に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 9番、諫山議員。

○議員（9番 諫山 茂樹君） 積極的なアプローチをよろしくお願ひしたい。答弁結構です。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで7款1項の質疑を終わります。

次に、8款1項土木管理費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算書40ページでございます。

8款1項1目土木総務費でございます。19節負担金、補助及び交付金、487万5,000円の減額でございます。

内訳といたしましては、県道路協会の負担金7万7,000円の増額でございます。こちらにつきましては、28年度の県営事業に伴います事業費割の負担増を今回、補正を行うものでございます。

もう一件、がけ地近接等危険住宅移転事業補助金でございます。

当初予算1件をこの移転事業として見込んでおりましたが、現時点で申請がございません。残る期間をもちましても移転の完了が見込めないだろうというところで、今回、この補助金について減額を行うものでございます。

以上でございます。

○議長（榑川 正男君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款1項の質疑を終わります。

次に、8款2項道路橋りょう費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算書41ページでございます。

8款2項4目辺地対策費でございます。

内訳といたしましては、13節の委託料500万円の減額でございます。

内容といたしましては、測量設計委託料の減額でございます。

当初、この辺地計画によりまして、栗木野から内ヶ原に抜けます橋梁、鹿狩川にかかっております橋梁の拡幅工事を計画しておったところでございます。発注に当たりまして詳細な調査を行いましたところ、現況の当初計画では現況床版をはつりまして、鉄筋の接続を行いました拡幅ができるものというところで予定をしておりましたが、詳細な調査を行いましたところ、かなり谷底が深いというところ、それから、既設の橋台の支持力というところもございまして、総体的な橋梁点検を先に行うべきではないだろうかというところで、現在、橋梁点検を行っておりますが、30年度にまず橋梁点検を行って、その結果を見てこの計画を進めるべきだというふうな判断に達しまして、今回、この測量設計委託を減額するところでございます。

それから、5目の国県営事業促進費、19節の負担金、補助及び交付金でございます。

内容といたしましては、合瀬耳納トンネルの工事費負担金でございます。187万円の減額でございます。

こちらにつきましては、ただいま県のほうで合瀬耳納トンネル工事が急ピッチで行われております。来年の秋以降に完成というところで、今年度、繰越事業で行われておるわけでございます。このトンネルの坑口に八女側、うきは側それぞれイメージ的なサイン的な看板みたいなやつをそれぞれつけようというところで、大きさは2メートル四角でございます。この県の工事が繰り越した関係上、この工事に対する負担金のほうも今回減額をいたしまして、次年度の予算のほうで

計上していきたいというふうに思っております。そういったところで今回の減額の補正の提案というところでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款2項の質疑を終わります。

次に、8款3項河川費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算次ページ42ページでございます。

8款3項4目河川改良費、139万円の増額でございます。

内訳といたしましては、17節の公有財産購入費85万円、22節の補償、補填及び賠償金54万円でございます。

こちらにつきましては、現在、久留米県道整備のほうで大谷川の改修工事が進められております。この大谷川の改修につきましては、水辺プラザというようなところで親水公園をつくるというふうな条件が付されておるところでございます。このたび、県におきましてはその候補地であります場所の用地交渉中でございます。今回、この河川工事に伴います河川用地、それと、そこに接続して市のほうでつくります水辺プラザに要する用地等の相談を県とあわせて一緒に交渉を行っておるところでございます。今回、この用地に伴います用地費、それから、物件補償費ということで予算計上させていただいておるところでございます。

用地につきましては、地権者1名、面積が256.54平米の買収面積、それから、補償費については柿17本、補償金額につきましては、県が同じく補償をしておりますので、その単価同額で市のほうの予算を計上するものでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款3項の質疑を終わります。

次に、8款4項住宅費の説明を求めます。住環境建設課長。

○住環境建設課長（江島 高治君） 補正予算書の43ページでございます。

8款4項1目住宅管理費、1,564万4,000円の減額でございます。

内訳といたしましては、13節委託料64万4,000円の減額でございます。

こちらにつきましては、現在、公営住宅等長寿命化計画の変更業務委託を行っておるところでございます。今回、この業務の執行に当たりまして、入札残64万4,000円を減額するところでございます。

それから、15節の工事請負費でございます。福益団地改修工事として1,500万円を減額しております。

当初予算では、福益団地におきましては、防水工事2,000万円の予算計上をしておったところでございます。これにつきましては、ことしの9月、西福益団地におきまして飲料水の濁りが発生したわけでございます。当初は、その前でございますが、滅菌器の交換を行って、宅内のパイプに減圧をいたしまして滅菌器を交換したということで、その交換が終わって通常戻したときの配管内の汚れというふうなところで想定をしておりましたが、その後、数件の居住者の方から、1週間ほどたってまた濁りが発生しておるといところで、急遽管理委託の業者のほうと現地の精査を行ったわけでございます。なかなか水の濁りがどこから来ているのかということかなり検討したところでございますが、最終的には、その住宅の建設に当たったときにボーリングをいたしまして、そこにケーシングを入れて中にストレーナを入れるといところで、ボーリングをするときには、どうしても150から200の口径でボーリングをするわけでございます。その中にケーシングを挿入して、その中に今度は給水用のストレーナを入れるわけでございますが、これは想定でございます。恐らく上層部の地盤が崩落をして、中のほうに落ち込んで、中の吸い上げる水が濁っているんじゃないかろうかといところでございました。

常時くみ上げれば、その水が新しい地下水をくみ上げるわけでございますが、どうしてもタンクが2槽ありまして、満タンになれば水中ポンプはとまる。受水槽が減れば、またそこで水中ポンプが稼働してくみ上げるということで、地下水の流動があつてそういう土砂による濁りが出てきているのではなかろうかといところで、これは飲料水でございます。生活をする上では必要不可欠な水ということで、緊急的にこの予算の中からボーリング工事を発注しなければならないような状況に達しましたので、予算流用をいたしましてボーリング工事を行ったところでございます。

新たなボーリングといたしましては、約80メートルを掘りまして、今回はボーリングをいたしましてケーシングを入れております。そのケーシングを上層部から70メートルの区間についてはコンクリートミルを入れまして土砂の崩壊を防ぐと。そして、80メートルのところストレーナを入れまして、水中ポンプでくみ上げるということでございます。

その期間につきましては、既設の水中ポンプを強制的に常時24時間回しまして、水の滞留がないようにいところで、そういったことを対処しながら、現場のほうは11月20日に水の供給ができるようになりました。その予算、当初500万円ぐらいかかろうといふうな想定でございましたが、地層的にはスムーズにいったということで、最終的には390万円程度の削井工事で終わったわけでございます。残りました予算で当初予算をしておりました福益団地の防水工事の計画に当たったわけでございますが、やはり分割して発注するよりも、ある程度合札して

出したほうが諸経費の削減につながるということでございました。今回は、その残額を減額いたしまして、次年度予算のほうで新たにこの予算要求をしていきたいというふうな考えに達しまして、今回、減額をするところでございます。

それから、3目の空家等対策費でございます。13節の委託料32万4,000円の減額でございますが、こちらについては、入札執行によります執行残、この分を減額するところでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで8款4項の質疑を終わります。

次に、9款1項消防費の説明を求めます。市民協働推進課長。

○市民協働推進課長（瀧内 教道君） 補正予算書44ページでございます。

9款1項2目非常備消防費、8節報償費1,561万円の増額補正です。

退職消防団員に対する報償金の支払いを監査委員事務局の指摘により、団員の退職日を含む当該会計年度内に支払うことにしたことによりまして、本年度に限って1年分の予算が不足をするため、当初予算と同額の増額補正をお願いするものでございます。

なお、実際に支払った額と同額が消防団員等公務災害補償等共済基金から市のほうに支払われることとなります。

11節需用費、消耗品費150万円の減額補正です。

消防団員全員の活動服を更新するための予算を当初予算で措置をしておりましたが、入札による残が生じたので、不用額を減額補正するものであります。

以上です。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで9款1項の質疑を終わります。

次に、10款1項教育総務費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 45ページでございます。

10款1項教育総務費、2目事務局費131万6,000円の増額補正でございます。

内訳といたしましては、4節共済費、社会保険料36万5,000円の減額。それから、7節の賃金、こちらは嘱託職員の賃金で、240万円の減額でございます。

これらにつきましては、小学校再編事務に対応するため、嘱託職員分として予算計上していたところですが、再任用職員を配置していただきましたことにより減額するものでござい

す。

9節旅費、費用弁償、8万1,000円の増額でございます。

これにつきましては、小学校統合準備委員会の費用弁償でございます。

当初、費用弁償を要する委員5名分を予算計上していましたが、地元からの十分な意見を聞けるよう15名で開催することにしたので、不足分8万1,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、19節負担金、補助及び交付金、こちらにつきましては、幼稚園就園奨励費、今年度1,890万円程度の支払いを予定しておりますので、400万円の増額補正をお願いするものです。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 19節の400万円、1,890万円を予定して400万円が不足したということですが、これは当初予算での算定というのは、途中じゃないとわからないんですか。その確認のみです。

○議長（榎川 正男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（榎藤 精二君） こちらについては、例年1,500万円で当初予算のほうに計上させていただいております。そして、理由につきましては、保育園と幼稚園で入っていく子供さんの数が把握ができないために、毎回こういうふうな形で対応させていただいております。

○議長（榎川 正男君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款1項の質疑を終わります。

次に、10款2項小学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（榎藤 精二君） 46ページでございます。

10款2項小学校費、1目学校管理費、補正額574万2,000円の増額でございます。

内訳は、12節役務費、建設確認申請手数料2万5,000円の増額、15節工事請負費、スクールバス車庫設置工事費192万3,000円の増額。18節備品購入費、スクールバス購入費370万円の増額。19節負担金、補助及び交付金、指定制服等購入費補助金9万4,000円の増額でございます。

姫治小学校が平成30年4月1日に御幸小学校に統合することに伴い、姫治小学校の児童が御幸小学校に通学するためのスクールバスの購入及びスクールバス車庫の設置費用及び建設確認申請手数料でございます。車庫の設置場所については、現在、浮羽体育センターの東側で検討を行っております。

指定制服等購入費補助金につきましては、姫治小学校に在籍し平成30年度に御幸小学校に転校する児童に対しまして、制服及び体操服等の購入費を補助するものでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） これも文教のほうでしっかり御議論いただけるものと思いますが、姫治小学校の小学校設置条例の審議の際に質問させていただきましたが、今村副市長のほうから答弁をいただきました。御幸小学校の横ですか、場所はまだ定かではありませんが、車庫を設置して、そちらから新川・田籠の小学生を送迎すると。そして、中間はいわゆる買い物弱者とかお年寄りの皆さんを中心とした運用をするというお話でございました。

それはそれで結構なんですけど、お尋ねしたいのは、いずれどうなるかわかりませんが、妹川と小塩のほうでもう3台車両を買うという話でございますが、あとの運用、最終的にどうお考えなのか。今そこに車庫を建ててしまうと、またそれぞれ、そこに3台置いてするという計画なのか。私の考えは、もう当初からコミュニティーのほうにしかるべき負担にならないような考え方で置いたほうが、将来的に、最終的に有効な運用ができるんじゃないかなというふうに単純に思うんですけど、そこはいろいろ御議論なさっての結果だと思うんですけど、結果として山3校が御幸小学校に統合したときの車両の運行とその活用について、どのような考え方を持った結論なのかをお伺いしたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） スクールバスの活用につきましては、今議会でも御説明をいたしましたが、いわゆる使用しない時間帯について有効活用したいということで、今回、地元のほうではスクールバスの運用をなかなか難しいということで、市のほうとしてそれを活用させていただく上では、今回の姫治小学校に関するスクールバスについては下のほうにつくらせていただいて、そこからいろんな今、検討している中で、デマンド的な扱いとして予約制で買い物であるとか病院であるとか、あるいは金融機関に行きたいとか、そういった御用のある方で、新川・田籠につきましては、西鉄の神杉野線が走っておりますので、そういった本線に影響し民業圧迫にならないような、それを補完するようなエリアを想定して何とか活用できないか。それから、もちろん人だけではなくて、荷物、例えば、買い物の要望等を聞いて、きのうもありましたけれども、サンピットさんの移動販売車の補完的な形でやれたら、もっと充実できるのかなとか、それから、高速バスの連結の関係とか、そういった中でいろいろ社会実験も含めて活用させていただきたいというふうに思っていて、今回は下のほうとさせていただきます。

特に冬休み、夏休みはほとんど車がとまった状態になります。そんなときに、上のほうで活用されないままありますと、上までバスをとりにはいけなくてはいけないということで、今回につい

ては小学校の近くに置かさせていただきたいと。

続いて、やはり小塩、それから、妹川につきましてはまた出てくると思います。これはまた自治協議会との協議等も含めて、ぜひ地元でということであれば、そちらのほうもまた検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 今の副市長の説明のそこだけといいますか、今の話については理解できます。ただ、今、現実的に、きのうも一般質問の中でも一部申し上げましたけど、かなり平地のほうでも同じ状況が中山間地のみならず起きているという状態ですね。だから、今現在にこの1台のバス、車庫も含めてですけど、その考え方については、まさにそうだろうと。ただ、申し上げたいのは、ここに車庫をつくってやるということが、車庫は固定されますから、今からのうきは市全体の現実を踏まえて総合的な見地から、とりあえずという言葉にはならないでしょうけど、姫治小学校の関係で車庫をあそこに置くと冬場云々と、そういう理屈は当然出てくる話ですけど、やはり総合的に、ちょっと先の妹川、小塩が同じような御幸小学校に統合になった場合、プラス今の住民の皆さんの現実と今後の予測を含めて検討した結果、今回はこうだというふうになっているという理解でよろしいんですか。

だから、やっぱりしっかり考えてやらないと、一つここに固定したがために、また次は情勢が変わって、近い時間の中で変わっていく可能性がありますから、その辺を総合的な見地からなさっているならば、ぜひその考え方も何らかの形で私たちにお見せもいただきたいんですけど、どうもそうじゃないような気がしますので、お尋ねをいたしておるところであります。よろしいですかね、そういうことで。よかったら答弁を。

○議長（櫛川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一朗君） 将来的には、うきは市内全域にわたってそういった地域公共交通の充実、これはやっていかなくちゃいけないと思っております。全てがスクールバスの空き時間を活用してできるものではないというふうに思っておりますので、当面はそういったスクールバスの空き時間を利用して、できるだけそういった地域公共交通の充実化に向けてやっていきたい。

そういう中で、今回は地元のほうから活用がなかなか単独で難しいという話があって、今回置いていますけれども、先ほど申し上げましたように、次のあと2校につきましては、基本的にはその空き時間をうまく活用できれば、市内のそういったところも含めて検討は十分考えていく中でやっているところまでして、ただ、結論として、全部そこに置くかどうかというところまではまだ行っていないところがございます。そういうところについては、議員のおっしゃるとおり、今後も十分検討して進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（榑川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） わかりました。まだなかなか私が申し上げておるように、先々考えてというものもなかなか難しい要因があろうというふうに思います。ただ、姫治小学校の関係で、もう来年4月からですから、一つの答えを出していかにかいかんということで、それは理解をいたしますけど、やっぱり総合的に皆さんのいろいろコミュニティーバスも含めて住民の交通の関係については全国的な同じ課題がどこでも一緒であると思いますので、もっと先々を読みながら総合的に検討いただいて、そういうことにこの考えが繋がって、よかったというふうになしていくことを要望して終わりたいと思います。

○議長（榑川 正男君） ほかに質疑ありませんか。8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 今のスクールバスについてですが、これは、子供は多分無料じゃないかなと私は思っていますが、一般の住民はどのような扱いになるとですかね。

ちょっと小耳に挟んだところでは、有料にした場合はナンバーがどうのこうのという話も聞きましたが、それは別にいいんですかね。

○議長（榑川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） 有料につきましては、地域公共交通会議の議決を得て運輸局の許可が必要となります。無料の場合はそれは必要ございません。当面は、もちろんスクールバスは無料でございますけれども、それに伴う社会実験という形で無料で運行させていただきたいというふうに思っております。

○議長（榑川 正男君） 8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 当面ということは、いつかは有料にする予定ということですかね。多分私はずっと無料でいいっちゃなろうかち思うばってんが、考えを聞かせてください。

○議長（榑川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） 先ほど言いましたように、市内の交通網の整備を充実させていく中で、やはり場合によっては有料としてやっていかなくちゃ、ほかの路線と平等性がとれないとか公平性がとれないとかいう場合については、有料ということも考えられますので、当面は社会実験と言いましたけれども、どれだけの必要性があるかどうか、どの路線が一番必要かどうかというのをデータをとるために、当面という言い方をさせていただいております。

○議長（榑川 正男君） 8番、伊藤議員。

○議員（8番 伊藤 善康君） 午前中うきはアリーナのところで発言しましたが、アリーナに行きたくても移動手段がないと。そういった方たちの利用も考えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（榑川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一郎君） 議員提案のアリーナについても検討の中に含めさせていただきます。

○議長（榎川 正男君） ほかに。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は、有料にするか無料にするかということですね。有料にしますと、当然、道路運送車両法によって、一般旅客自動車の確認を取らなきゃならないということ。そして、今、浮羽町でやっているのが、たしかその当時は施行令第24条だったと思いますが、言いかえれば、日田バスがなくなった、それから、杷木行きがなくなったものですから、当然大石方面と、それから、山春の方面がまともに交通空白地帯になってしまうということだったものですから、あの浮羽でやっているバスは、白ナンバーで旅客運送ができる、金も取れるという認可を取ったわけですよ。したがって、あれは白ナンバーですけど、当然旅客運送ができる制度であったわけ。その当時、豊前と添田町がやってあったものですから、豊前あるいは添田町の例に倣ってやったんですけども、普通はできないわけですよ。道路運送車両法の第79条ですか、自家用の車——自家用というのは白ナンバーで有料はだめだということは決められてあるからですね。

したがって、私は今度の統合前に運輸局へ行って調べてまいりました。そしたら、スクールバスだったら問題ないわけ、無料でやりますからね。ところが、有料ということになりますと、当然旅客自動車の許可を取らなきゃならん。空白地帯ということでできます。ところが、新川・田籠については、今、西鉄バスが走っているわけですよ。以前、山間地域の3路線のバスについて、市から2,000万円ほどの助成をやっておったわけ。ところが、それでもどうしても赤字だからというようなことで、結局は小塩と妹川は廃止になっているわけ。ところが、新川線の廃止できないのは、その上のほうに大分県前津江村というのがあって、あそこからスタートするような路線になってあったものですから、どうしても廃止できないということで、あそこだけは残すということ。

それと、西鉄バスがもし山路線、あるいは杷木行きの路線が廃止になれば、千足営業所を普通の停留所にしますということだったわけ。じゃないと、非常に乗り手が少ないのに千足営業所まで運搬しているということだったものですからね。それでは困るということで猛反対したことがありますけどね。

したがって、山春、それから、大石方面だったから西鉄も了解してもらったけれども、もし無料のバスをそういうところが運搬したときに、学生だけじゃなくて買い物とか、例えば、一般市民の病院通いとかそういうものに開放した場合は、西鉄がどうなるのかというのはお調べになってありましょか。これをやっていないと、とんだとぼっちりを食って、言いかえれば千足までの場所が運行が少なくなって、吉井発着所とまりが多くなっていくということになりますと、ますますうきは市の中でも浮羽町は交通難所になっていくというようなことがあります、その点

についてはどう調べてあるのか、結果を教えてくださいと結構と思います。

それから、せんだって運輸局へ行ってもらってきた資料については教育長に差し上げておりましたが、一読していただきましたでしょうか、あの資料。いわゆる空白地帯あるいは福祉バスの運行についての基準が示されてありましたから、そのものを運輸局のほうでもらってきてありますが、あれを見ていただいたら、いろいろといわゆる規制のことが書いてありましたから、その点についてどうなったかお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 今村副市長。

○副市長（今村 一朗君） 議員御指摘のとおり、神杉野線の西鉄バスが今、通っております。冒頭に申しあげましたように、民業圧迫にならない、そういう前提で、いわゆる路線の沿線以外のところで必要なところを今後埋めていきたいと。それについては、当然西鉄と協議なり調整をしていかななくてはいけないと思っております。まだ協議については今行っておりませんが、これからそういった調整をさせていただきます。それでもって、神杉野線の運行に支障がないような形でなるべくやっていきたいと、そういうふうに思っております。

それから、運輸局の規定等につきましては、私も公共交通会議の中のメンバーに入っておりますので、十分理解をしているところでございます。

以上です。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） それから、今度予算に上がっております370万円のバスについては、何人乗りを購入予定なのかお願いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） 山辺を走ることを想定しましてから、また、姫治小学校が初回ということで、10人乗りのバスを想定しております。10人の場合は、子供さんの場合は12人まで乗れることになっていきますので、こちらのほうを準備するようにしております。

○議長（櫛川 正男君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 問題は、12人乗りだったら、いわゆる小塩とかの合併の際は使えないことになりますね。たしか小塩あたりは10人を超えてあったと思いますが。

それと、もう一つは、スクールバスということですけど、下に車庫をつくりますと非常に無駄が多いわけですよ。まず朝、下から上まで迎えに行かなきゃならん。それから、最後が送って行ってまた下まで戻ってこなきゃならんということになるわけね。非常にロスが多いわけですよ。空気を運搬することになるわけですよ。したがって、本当はいわゆる始発の山間地域に置いたほうが便利がいいわけですよ。山間地域に置いて、おりてきて、そして終わったら向こうでとめておく。じゃないと運転手も大変なんですよ。これは学校の始まる前に往復しなきゃなりませんか

らね。したがって、非常に不合理な運行をやらなきゃならんということになりますけど、その点についても考えてもらわなきゃ。

それから、もし無料ということになりますと、中学生等についても適用になると思いますよ。中学生はだめだということはいかんわけ。小学校まで送って、あとは中学校は自分で行きなさい、これが一番父兄の苦勞になっているわけです。いわゆる中学校に行きますと、課外授業等があってクラブ活動もするけれども、それでは今のバスはもう出てしまっているから、必ずクラブ活動については親が迎えに行かなきゃならんということですよ。自転車で行っておっても、今度は夕方迎えに行かなきゃならんというような、そういう苦勞があるもんですから、山間地域ではそのような苦勞はもういわゆる子供にはさせたくない。したがって、下のほうにやりたいというのがいっぱい意見が出ているわけでしょう。そういうものについても、やっぱりこの際、小学校の合併については将来のことも考えてもらわなきゃいかん。小学校だったら、いわゆる先ほど10人乗り、本当は小学生の数え方については法律で決まっているでしょうが、1.5人にみなすということですから。したがって、大人2人乗るところを子供だったら3人乗りという制度になってあるでしょう、定義は。ところが、中学生になるとそれが適用にならないから、直接中学生が5人も6人も乗ってきたら、到底子供の数も減ってくるということになりますから、そういうものについても当然検討しながらやっていかないと、いわゆる32年4月1日から困ることになりますからね。その点について答弁をお願いします。

○議長（榎川 正男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（権藤 精二君） まず、学校教育としては、一番に考えているのが、やっぱり第一の目的がスクールバスということで、まずスクールバスのことを考えさせていただいております。スクールバスについては、維持管理、道路の状況により山辺を走ることもありまして、10人乗りがやっぱり一番適当ではないかということを考えております。

あと、小学校の登校時間が山春にしるどこの学校にしる大体一定ですので、朝送る時間は一緒になるわけですので、姫治が1台、妹川がもし統合を賛同した場合には、妹川がもしかしたら1台から2台、そすと、小塩につきましては2台の10人乗りのバスが必要になってくるかというふうを考えております。

また、中学生を乗せるかとかそういう問題につきましては、スクールバスの運営委員会のほうを設置するように計画をしておりますので、そちらのほうで十分御意見を出してもらってから検討していきたいなというふうを考えております。

○議長（榎川 正男君） 麻生教育長。

○教育長（麻生 秀喜君） ただいまの中学生の件でございます。

中学生は御存じのように、部活動の早朝練習等がございまして、小学生とそもそも時間が合わ

ないということがございまして、私ども検討委員会の中で、保護者あるいは地域から中学生を小学生が使うスクールバスに乗せてもらいたいという要望は一切出ておりません。ですので、あくまで小学生を対象としてと考えているところでございます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。10番、岩佐議員。

○議員（10番 岩佐 達郎君） 1点だけ。19節の指定制服等購入費補助金9万4,000円なんですが、学生服と体操服を支給するということですが、対象者が何人なのかお伺いしたいと思います。

○議長（櫛川 正男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（榎藤 精二君） 対象者につきましては、現在在籍している3名の児童の方を対象とするように考えております。来年度新入生1年生が3名入ることになっておりますけれども、こちらのほうは、もう当初からどこの小学校、姫治小学校に入るにしても、当然自分で買うような形だと思われますので、転校される3名の方に制服等の補助を考えております。

○議長（櫛川 正男君） いいですか。ほかに質疑ありませんか。2番、鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） 確認ですけど、これ、建築確認申請出ていますが、設計料が入っていないんですよ。ということは、これは在来工法ではなくて規格品ですかね。それであれば、ちょっとそれを。

○議長（櫛川 正男君） 学校教育課長。

○学校教育課長（榎藤 精二君） スクールバスの車庫につきましては、屋根、外壁、シャッターつきの既製品の車庫を今のところ計画をしております。

○議長（櫛川 正男君） 2番、鎌水議員。

○議員（2番 鎌水 英一君） そしたら、そのカタログか何かありますかね。あったら、後日でもいいです。（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）では、お願いしておきます。

○議長（櫛川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款2項の質疑を終わります。

次に、10款3項中学校費の説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（榎藤 精二君） 47ページでございます。

10款3項中学校費、1目学校管理費でございます。15節工事請負費、吉井中学校営繕工事費でございます。186万1,000円の増額でございます。

吉井中学校の給水加圧ポンプにつきましては、平成13年に2モーターが交互に作動する方式のものを設置しておりましたが、去年9月末より片方のモーターが作動しなくなっております。修理を検討しましたが、ポンプ本体の生産が中止となって10年以上が経過していて、メーカー

からの部品の供給も中止となっております。そういうことで、修繕のほうができませんでしたので、今回、取りかえ工事を行うものです。取りかえ工事費186万1,000円の増額をお願いしたいと思っております。

以上で説明を終わります。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款3項の質疑を終わります。

次に、10款4項社会教育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 48ページをお開きいただきたいと思えます。

10款4項2目文化財保護費でございます。補正額908万7,000円の減額補正でございます。

内訳につきましては、7節賃金でございます。308万7,000円の減額補正でございます。

これにつきましては、平成30年度に計画しております新生涯学習センターの建設に先立ちまして、現ムラおこしセンターの跡地の埋蔵文化財の有無を確認したところでございます。10月下旬に確認調査を実施した結果、遺跡が確認できませんでした。このため、発掘調査の必要がなくなりましたので、不要となった発掘作業員賃金308万7,000円を減額するものでございます。

それから、19節負担金、補助及び交付金でございます。600万円の減額補正でございます。

これにつきましては、街なみ環境整備事業エリア内で家屋の修景に対し助成する補助金でございますが、現在のところ相談を受けている件数が1件のみであるため、残り期間も少ないために、補助金の上限額である300万円を残して600万円を減額するものでございます。

以上でございます。

○議長（榎川 正男君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款4項の質疑を終わります。

次に、10款5項保健体育費の説明を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（瀧内 英敏君） 次のページでございます。

10款5項2目体育施設費でございます。補正額合計で2,900万円の減額補正でございます。

内訳につきましては、15節の工事請負費の900万円でございます。

これにつきましては、吉井体育センターの体育館の屋根の雨漏り工事について、当初、単費で屋根の雨漏り工事、改修のみを行う予定でございました。しかしながら、10月に改修工事の設

計をする段階で、屋根を改修するのであれば、太陽光発電設備を設置して体育館とか吉井体育センター等の夜間照明の電力を賄えないだろうかというような検討をしてきたところでございます。

その中で、省エネの観点から、CO₂削減に寄与できる事業であれば、環境省が進める補助制度があるということが判明いたしました。当初予算の段階ではなかなかそこらまでの情報収集ができていなくて、その点については反省をしておるところですが、今回の改修工事費の減額補正を行いまして、補助事業申請を踏まえ、さらなる検討を加えて次年度、30年度当初予算に再度計上したいというふうに考えたところでございます。

それから、18節備品購入費でございます。備品購入費2,000万円の減額補正でございます。

これにつきましては、9月補正において総合体育館屋根の遮熱材塗装工事費とトレーニングマシンの機器購入費をあわせて計上しておりました。ただ、内閣府地方創生拠点整備交付金の申請をしていたところですが、マシン機器購入につきましては認定から除外をされましたので、今回、減額補助を行うものでございます。

これにつきましては、再度、有酸素系の機器、それと筋力系の機器の中身を精査いたしまして、耐用年数等が過ぎている有酸素機器につきましては、どうしても必要かなということで、あと、筋力系につきましても精査を行いまして、次年度予算でこれにつきましても改めて計上したいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（櫛川 正男君） 説明が終わりました。質疑はありませんか。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） アリーナの例の換気の関係、それから、備品が2,000万円も減額となさって次年度に改めて計上ということでございます。

一つは、市長のほうもしっかりお骨折りいただいて、温度を下げる換気の工事について8,000万円の予算が上がっておりまして、この8,000万円の交付金はまだ収入として上がっておりませんが、確定した後に計上されるということによろしいんでございましょうか。それが一つでございます。

それから、2,000万円減額、わかりますが、ほかもいろいろ一旦予算をここで落としてまた新たに組むという事業が幾つも出てきたようなところですが、もう現に今年度予算で換気設備をやって、そして、トレーニングのあれもするのに、全部落としてまた新年度というよりも、繰越明許費が間に合わんなら、わざわざそういう手続をやるという意味決定、多少は耐用年数、まだ使えるものは使うとかという話でありますけど、これは財政課長どんなんですかね。やっぱりここまであって、はっきりするとわかっておるなら、落とさずに、あと執行残を整理すれば後でいい話ですけど、やっぱりそういう方針なんですか、ずっと。その辺をちょっとお答えください。

○議長（榑川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） うきはアリーナの改築関係につきましては、地方創生拠点整備交付金を使うということで、財源についても国庫補助金で5,000万円予算計上させていただいておって、今回、2,000万円の事業費を落とすので1,000万円を減額しているというような状況でございます。そういうことで、財源のほうはそういうことになります。

それから、この備品購入費に当たりましては、そもそも地方拠点整備交付金の中で、全体事業費の中の2割は備品購入に当てることができるということで、屋根の塗装とあわせて将来的にトレーニング備品関係も購入が必要ということで、あわせて申請をしておったんですけども、それがだめになったということで、今回は落とさせていただいて、また改めて上げさせていただきたいということでございます。

○議長（榑川 正男君） 7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） それははっきりしたからだと、そのとおりでいいと思うんです。ただ、わざわざ2,000万円上げて財源を補正して、やれば、この2,000万円残しておって、今年度が換気のやつは別になりましたですね、交付金がもう2,000万円の備品については全く使えないから、一般財源になるんだけど、わざわざそれを落としてまた組み替えにやいかんようなものとか、もう工事が始まるし、一体事業としてやりよったものが、交付金がつかんから、もう一般財源でやらにやいかん、使えるものは使えるように努力をするということですけど、ちょっと理屈っぽいんですけど、そういう一旦落としてするよりか、もう事業をしっかり節減するものはしてから使ってからということではきんのかというのを、ちょっといろんなほかの関係もあるでしょうけど、考え方をお聞きしているんですよ。わかりますかね。

○議長（榑川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） それはケース・バイ・ケースでそういうこともあり得ると思うんですけども、アリーナの備品については、そもそもが30年度以降に買い換えをするという計画があって、地方拠点整備交付金に乗せるために1年前倒しをしたということですから、今回は落とさせていただいておるといようなことでございます。

○議長（榑川 正男君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 質疑なしと認めます。これで10款5項の質疑を終わります。

次に、11款1項の農林水産業施設災害復旧費の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榑川 正男君） 質疑なしと認めます。これで11款1項の質疑を終わります。

次に、11款2項公共土木施設災害復旧費の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（櫛川 正男君） 質疑なしと認めます。これで11款2項の質疑を終わります。

次に、12款公債費、13款諸支出金、14款予備費及び歳入については、一括して企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） では、52ページをお願いいたします。

12款1項1目元金、補正額206万6,000円。同じく2目利子、1,357万2,000円の減額でございます。額の確定に伴い補正を行うものでございます。

続きまして、53ページをお願いします。

13款1項1目特別会計繰出金、補正額1,900万円でございます。浄化槽設置工事費の増額に伴います浄化槽整備事業特別会計繰出金が200万円、消費税納付金の増額に伴います下水道事業特別会計繰出金が1,700万円となっております。

54ページをお願いいたします。

14款1項1目予備費、補正額375万円、歳入歳出補正額の調整によるものでございます。

次に、歳入でございます。

15ページをお開き願います。

1款1項1目市民税の個人分でございます。補正額1億1,787万2,000円。同じく2目市民税の法人分でございます。補正額352万9,000円。いずれも納付見込みによります増額補正でございます。

次に、16ページでございます。

1款2項1目固定資産税、補正額4,090万7,000円。納付見込みによります増額補正でございます。

内訳は、家屋1,425万4,000円、償却資産が2,665万3,000円です。

17ページです。

1款3項1目軽自動車税、補正額149万1,000円。納付見込みによります増額補正になります。

続いて、18ページ。

14款1項1目民生費国庫負担金、1節社会福祉費負担金、補正額1,143万円です。

内訳は、歳出予算3款1項1目で計上しました中国残留邦人等生活支援給付金の負担金として75万円及び3款1項7目で計上しました自立支援医療費、障害児通所支援給付費に対する負担金がそれぞれ99万円と969万円となっております。

同じく2節児童福祉費負担金、補正額650万円。歳出予算3款2項5目で計上しました民間保育所運営委託料に対します子どものための教育・保育給付費負担金でございます。

2目災害復旧費国庫負担金、1節公共土木施設災害復旧費負担金、補正額370万9,000円の減であります。

9月補正で歳出予算11款2項1目の財源としまして計上しましたが、補助対象事業費の減額に伴いまして補正を行うものでございます。

19ページです。

14款2項1目総務費国庫補助金、1節総務管理費補助金、補正額1,167万4,000円の減。

内訳は、歳出予算2款1項16目で計上しました壱岐島自然体験事業委託料の減額に伴います地方創生推進交付金の減が167万4,000円及び10款5項2目で計上しました総合体育館備品購入費の減額に伴います地方創生拠点整備交付金の減が1,000万円でございます。

2目民生費国庫補助金、1節社会福祉費補助金、補正額68万7,000円の減。

内訳は、歳出予算3款1項9目で計上しました高齢者生きがい活動促進事業委託料に対する介護保険事業費補助金81万3,000円及び3款1項1目で計上しました我が事丸ごとの地域づくり推進事業委託料の減額に伴う補助金の減が150万円でございます。

同じく2節児童福祉費補助金、補正額35万3,000円。

内訳は、歳出予算3款2項10目で計上しました地域子育て支援拠点事業費補助金に対する子ども・子育て支援交付金2万9,000円及び3款2項6目で計上しました保育システム改修委託料に対する子ども・子育て支援推進費補助金32万4,000円でございます。

5目土木費国庫補助金、2節住宅費補助金、補正額276万6,000円の減。

内訳は、歳出予算8款4項1目で計上しました公営住宅等長寿命化計画変更業務委託料の減額に伴います社会資本整備総合交付金の減が29万円及び8款1項1目で計上しましたがけ地近接等危険住宅移転事業県補助金の減額に伴います社会資本整備総合交付金の減が247万6,000円となっています。

7目教育費国庫補助金、1節教育総務費補助金、補正額100万円。

歳出予算の10款1項2目で計上しました幼稚園就園奨励費に対する補助金になります。

同じく4節社会教育費補助金、補正額357万円。

内訳は、歳出予算10款4項2目で計上しました、町並み保存地区保存対策費補助金減額に伴います社会資本整備総合交付金の減が650万円及び新生涯学習センターの設計に対する社会資本整備総合交付金が1,007万円でございます。

なお、新生涯学習センターの設計に関する予算については、28年度からの繰越予算でございまして、新たに発生した財源を充当することができないため、1,007万円については一般財源という形で取り扱っております。

次に、20ページでございます。

15款1項1目民生費県負担金、1節社会福祉費負担金、補正額534万円。

歳出予算3款1項7目で計上しました自立支援医療費及び障害児通所支援給付費に対する負担金がそれぞれ49万5,000円と484万5,000円でございます。

同じく2節児童福祉費負担金、補正額325万円。

歳出予算3款2項5目で計上しました民間保育所運営委託料に対する子どものための教育・保育給付費負担金でございます。

21ページになります。

15款2項2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金、補正額3,525万円。

歳出予算3款1項8目で計上しました地域密着型施設等整備補助金に対する補助金になります。

同じく2節児童福祉費補助金、補正額31万2,000円。

内容は、歳出予算3款2項10目で計上しました地域子育て支援拠点事業費補助金に対する補助金2万9,000円及び3款2項9目で計上しました学童保育料助成金に対します放課後児童クラブ利用料減免事業補助金28万3,000円になっております。

5目農林水産業費県補助金、1節農業費補助金、補正額1億3,640万3,000円の減になります。

内訳として、中山間地域等直接支払推進事業費交付金32万円の減は、歳出予算6款1項6目で計上しました交付金の財源補正になります。

活力ある高収益型園芸産地育成事業費補助金4,717万9,000円の減は、歳出予算6款1項5目で計上しました同補助金の財源補正、強い農業づくり交付金292万2,000円の減及び水田農業振興対策事業費補助金119万6,000円の減、機構集積協力金交付金149万6,000円の減は、歳出予算6款1項3目で計上しました同補助金等の財源補正になります。

多面的機能支払交付金206万円の減及び多面的機能支払推進交付金51万円の減につきましては、歳出予算6款1項6目で計上しました同交付金等の財源補正になります。

産地パワーアップ事業費補助金8,324万4,000円の減及び荒廃農地等利活用促進交付金200万円の減、農業機械・施設災害復旧支援事業費補助金452万4,000円の増は、歳出予算6款1項3目で計上しました同補助金等の財源補正になります。

同じく2節林業費補助金、補正額3,215万円、歳出予算6款2項2目で計上しました造林事業費補助金に対する森林整備推進対策事業費補助金になります。

7目土木費県補助金、1節土木費補助金、補正額123万8,000円の減。歳出予算8款1項1目で計上しましたがけ地近接等危険住宅移転事業に対する補助金になります。

8目教育費県補助金、3節教育総務費補助金、補正額282万4,000円。歳出予算10款

2項1目で計上しましたスクールバス購入費等に対する小・中学校統合支援事業補助金になります。

続きまして、22ページです。

16款1項2目利子及び配当金、1節利子及び配当金、補正額162万5,000円。基金運用利息額の確定に伴う補正で、歳出予算2款1項7目で基金に積み立てをするものでございます。

23ページ、17款1項2目指定寄附金、1節総務費寄附金、補正額13万1,000円。うきは茶振興会からの「うきはん茶」の売り上げに対する寄附金になります。歳出予算4款1項6目食育対策費に充当をいたしております。

24ページ、18款2項1目財政調整基金繰入金、1節財政調整基金繰入金、補正額1億8,287万8,000円の減でございます。

内訳は、財政調整基金1億8,000万円の減及びふるさと創生基金287万8,000円の減になります。

ふるさと創生基金は、歳出予算2款1項9目で計上しました個性あるまちづくり事業費補助金等の減額に伴います財源補正になります。

25ページです。

20款4項2目教育費受託事業収入、2節社会教育費受託事業収入、補正額188万6,000円。大野原地区の県営畑地帯総合整備事業に係る埋蔵文化財発掘調査業務を県から受託したものでございます。

26ページです。

20款5項1目1節雑入、補正額922万4,000円。内訳としまして、保健事業費個人負担金97万2,000円の減は、歳出予算4款1項3目で計上しました総合健診等委託料の減額に伴う財源補正になります。

消防団員退職報償金1,421万6,000円は、歳出予算9款1項2目で計上しました報償費に対する財源補正。

地域支援事業費交付金231万1,000円の減及び一つ飛びましてケアプラン等作成料100万円の減、さらに一つ飛びまして、県介護基盤緊急整備補助金返還金1万1,000円につきましては、歳出予算3款1項9目で計上しました地域支援事業費の財源補正になるものでございます。

保育所職員給食費負担金24万円は、実績見込みにより計上するもので、歳出予算3款2項6目の一般保育所費に充当をいたしております。

うきは市民大学受講生個人負担金96万円の減は、壱岐島自然体験の中止に伴うものでございます。

27ページ、21款1項1目1節総務債、補正額1,390万円の減でございます。

まず、庁舎整備事業に係る合併特例事業債でございますが、歳出予算1款1項1目で計上しました議場マイクシステムに係る工事費の減額に伴います合併特例債の減が1,040万円、また、9月補正予算で計上しました庁舎東側駐車場の用地購入費につきましても合併特例債の借り入れが可能になりまして、今回、550万円を予算計上しましたことから、差し引きの490万円の減額ということになっております。

次に、一般補助施設整備等事業債900万円の減につきましては、歳出予算10款5項2目で計上しました総合体育館備品購入費の減額に伴う財源補正ということになります。

3目土木債、1節道路橋りょう債、補正額670万円の減。

内訳は、歳出予算8款2項4目で計上しました測量設計委託料の減額に伴います辺地対策事業債の減が500万円及び8款2項5目で計上しました合瀬耳納トンネル工事費負担金の減額に伴う合併特例事業債の減が170万円でございます。

5目教育債、1節社会教育債、補正額1,020万円。歳出予算10款4項2目に既に計上しておりました円形劇場整備につきまして、地域活性化事業債の活用が可能になったことから、予算計上するものでございます。

9目災害復旧債、1節公共土木施設災害復旧事業債、補正額360万円。歳出予算11款2項1目の財源組み替えのとおり、補助災害の対象事業費が減少したことに伴い、国庫負担金から起債に財源を振り替えるものでございます。

同じく2節農林水産業施設災害復旧事業債、補正額100万円。平成29年7月の九州北部豪雨の農業用施設災害に対する財源補正ということになります。歳出予算11款1項2目で一般財源から財源組み替えを行うものでございます。

以上でございます。

○議長（**楠川 正男君**） 説明が終わりました。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（**13番 三園三次郎君**） 52ページですが、いわゆる公債費の中で利子の減額が出てあります。これは大きいわけですね、1,357万2,000円の補正ということですが、当初予算から比べますと、12.2%減額ということですが、なぜ当初予算がそのように金額が膨れおったのか、これは精査して予算措置していると思いますが、その理由を、上は市債の元金がプラスになっている。こちらの利子のほうはマイナスになっている。プラスは0.13%ですが、この利子のほうは減額率が12.2%という大変な間違いが起こっております。当初予算でなぜこのような誤りが出ているのか。何が原因だったのか。利子が安くなったら別ですよ。しかし、利子が変わらないんだったら、利率が変わらないんだったら、どこでこのような間違いができたか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（榎川 正男君） 企画財政課長。

○企画財政課長（中野昭一郎君） 利子の減額につきましては、平成18年度借り入れ分の減税補填債及び臨時財政対策債につきまして、10年固定の金利であったことから、利率がそれまでの1.7%から0.01%へ変動したことが一つ大きな要因となっております。また、平成28年度の借り入れ分の利子につきましても、当初予算では0.8%という金利で積算をしておったことによりましたものに0.8%で積算をしておったこと等によるものでございます。

なお、現金の増につきましては、元利金等償還という形で行っておりますので、利子が減額した分、元金については増額をしたということになっております。

以上です。

○議長（榎川 正男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 質疑なしと認めます。これで公債費、諸支出金、予備費及び歳入の質疑を終わります。

ここで農林振興課長より発言の申し出がっておりますので、許可します。農林振興課長。

○農林振興課長（松尾 正和君） 先ほど多面的機能支払交付金の関係で、協定面積の減についての数字が求められております。多面的機能支払交付金の共同活動分につきましては、水田が4,676アールの減、畑が624アールの増になっております。

それから、向上活動費分につきましては、水田が4,629アールの減、畑が531アールの増というふうなことで、協定面積の変更がなっておりますので、御報告をさせていただきます。

以上です。

○議長（榎川 正男君） これで議案第76号の質疑を終わります。

日程第2. 議案の委員会付託

○議長（榎川 正男君） 日程第2、議案の委員会付託を議題とします。

議案の委員会付託については、お手元に配付をしております議案の委員会付託表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（榎川 正男君） 異議なしと認めます。したがって、議案はお手元に配付しております議案の委員会付託表のとおり所管の常任委員会に付託することに決しました。

○議長（榎川 正男君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

皆様にお知らせです。あした14日午前9時から、302会議室へお集まりください。よろし

くお願いします。

本日はこれで散会します。

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後 3 時15分散会
